

行政不服審査法
事務取扱ガイドライン
〔様式編〕

令和4年6月
総務省行政管理局

— 目次 —

1 審査請求手続関係	1
〔様式例第1号〕 審査請求書	1
1 処分についての審査請求の場合	1
2 不作為についての審査請求の場合	3
3-1 審査請求書 窓口用チェックリスト表（処分）	4
3-2 審査請求書 窓口用チェックリスト表（不作為）	5
〔様式例第2号〕 審査請求録取書	6
〔様式例第3号〕 代表者・管理人資格証明書及び資格喪失届	8
1 資格証明書	8
2 資格喪失届	8
〔様式例第4号〕 総代互選書等	9
1 総代互選書	9
2 総代解任届	10
〔様式例第5号〕 委任状等	11
1 委任状	11
2 審査請求の取下げをさせる際の委任状	12
3 代理人解任届	13
〔様式例第6号〕 補正命令書	14
〔様式例第7号〕 補正書	15
〔様式例第8号〕 執行停止申立書	16
〔様式例第9号〕 執行停止に係る意見聴取書	17
〔様式例第10号〕 執行停止決定書等	18
1 申立てにより執行停止を行う場合	18
2 執行停止の申立てを認めない場合	18
3 審理関係人（処分庁を除く。）に対する通知（職権により執行停止を行う場合を含む。）	19
4 執行停止を取り消す場合	20
〔様式例第11号〕 執行停止決定通知書	21
〔様式例第12号〕 審査請求人地位承継届出書	22
1 自然人の場合	22
2 法人の場合	23
〔様式例第13号〕 審査請求人地位承継許可決定書	24
1 許可する場合	24
2 許可しない場合	24
〔様式例第14号〕 審査請求人地位承継許可申請書	25
〔様式例第15号〕 審査請求人地位承継通知書	26
〔様式例第16号〕 審査請求取下書	27
〔様式例第17号〕 審査請求取下通知書	28

2	審理員関係	29
	〔様式例第18号〕 審理員指名書	29
	1 指名書.....	29
	2 指名取消書.....	30
	〔様式例第19号〕 審理員指名通知書.....	31
	1 指名通知書（審査請求人用）	31
	2 指名通知書（処分庁等用）	32
	3 審理員の指名の取消しに伴い審理員が改めて指名された場合（審査請求人等用）	33
	4 審理員の指名の取消しに伴い審理員が改めて指名された場合（処分庁等用）	34
3	審理手続関係	35
	〔様式例第20号〕 総代互選命令書等.....	35
	1 総代互選命令書	35
	2 総代互選通知書.....	36
	〔様式例第21号〕 総代選出通知書等.....	37
	1 総代選出通知書	37
	2 総代解任通知書.....	38
	〔様式例第22号〕 審査請求参加許可申請書	39
	〔様式例第23号〕 審査請求参加許可等決定書	40
	1 許可する場合	40
	2 許可しない場合.....	40
	3 許可を取り消す場合	41
	〔様式例第24号〕 職権による審査請求参加要求書	42
	〔様式例第25号〕 審査請求参加取下書.....	43
	〔様式例第26号〕 審査請求参加等通知書.....	44
	1 利害関係人の参加を認めた場合	44
	2 利害関係人の参加の許可を取り消した場合.....	44
	〔様式例第27号〕 審査請求参加取下げ等通知書	45
	〔様式例第28号〕 弁明書提出要求書.....	46
	1 処分庁等が審査庁とは異なる行政庁である場合	46
	2 処分庁等が審査庁と同一の行政庁である場合.....	47
	〔様式例第28-2号〕 弁明書	48
	1 申請に対する処分についての審査請求である場合	48
	2 不利益処分についての審査請求である場合.....	51
	〔様式例第29号〕 書類提出等催促書.....	54
	〔様式例第30号〕 反論書等提出期限設定通知書	55
	1 審査請求人用.....	55
	2 参加人用.....	56
	〔様式例第31号〕 弁明書等提出通知書.....	57
	1 処分庁等用.....	57

2 審査請求人用.....	58
3 参加人用.....	59
〔様式例第32号〕意見聴取期日出席要請書.....	60
〔様式例第33号〕意見聴取結果記録書.....	61
〔様式例第34号〕審理手続期日等通知書.....	62
〔様式例第35号〕口頭意見陳述申立書.....	63
〔様式例第36号〕補佐人帯同許可申請書.....	64
〔様式例第37号〕口頭意見陳述実施等通知書.....	65
1 申立人への通知.....	65
2 申立人以外への通知.....	66
3 口頭意見陳述を開催しない場合の通知.....	66
〔様式例第38号〕口頭意見陳述聴取結果記録書.....	67
〔様式例第39号〕証拠書類等送付通知書.....	68
1 審査請求人及び参加人用.....	68
2 処分庁等用.....	69
〔様式例第40号〕提出書類等預かり証.....	70
〔様式例第41号〕証拠書類等提出通知書.....	71
1 証拠書類等.....	71
2 事実を証する書類その他の物件.....	72
〔様式例第42号〕証拠書類等（物件）提出記録書.....	73
〔様式例第43号〕物件提出要求実施申立書.....	74
〔様式例第44号〕物件提出要求申立てに対する回答書.....	75
1 承認する場合.....	75
2 承認しない場合.....	75
〔様式例第45号〕物件提出要求書及び回答書.....	76
1 物件提出要求書.....	76
2 回答書.....	77
〔様式例第46号〕物件送付通知書.....	78
〔様式例第47号〕物件提出等通知書.....	79
1 物件の提出があった場合.....	79
2 物件が提出されなかった場合.....	79
〔様式例第48号〕質問申立書.....	80
〔様式例第49号〕質問申立てに対する回答書.....	81
1 承認する場合.....	81
2 承認しない場合.....	81
〔様式例第50号〕質問書等及び回答書.....	82
1 文書による回答を求める場合の質問書.....	82
2 期日を開催して質問を行う場合の出席要請書.....	83
3 回答書.....	84
〔様式例第51号〕質問結果記録書.....	85

1 書面により回答があった場合.....	85
2 口頭により質問及び回答を実施した場合.....	85
〔様式例第52号〕参考人陳述等申立書.....	86
1 参考人陳述申立書.....	86
2 鑑定申立書.....	87
〔様式例第53号〕検証申立書.....	88
〔様式例第54号〕参考人陳述等申立てに対する回答書.....	89
1 承認する場合.....	89
2 承認しない場合.....	89
〔様式例第55号〕検証申立てに対する回答書.....	90
1 承認する場合.....	90
2 承認しない場合.....	90
〔様式例第56号〕検証実施通知書.....	91
1 申立人への通知（実施する場合）.....	91
2 申立人への通知（実施できなかった場合）.....	91
3 その他審理関係人への通知.....	92
〔様式例第57号〕参考人陳述等依頼書及び回答書.....	93
1 参考人陳述の依頼.....	93
2 鑑定の依頼.....	95
3 回答書.....	97
〔様式例第58号〕参考人陳述等実施通知書.....	98
〔様式例第59号〕鑑定結果報告書.....	99
〔様式例第60号〕検証実施依頼書及び回答書.....	100
1 検証実施依頼書.....	100
2 回答書.....	101
〔様式例第61号〕参考人陳述等結果通知書.....	102
1 実施した場合.....	102
2 実施しなかった場合.....	102
〔様式例第62号〕参考人陳述聴取結果記録書.....	103
〔様式例第63号〕鑑定結果聴取記録書.....	104
〔様式例第64号〕検証結果記録書.....	105
〔様式例第65号〕提出書類等閲覧等請求書.....	106
〔様式例第66号〕提出書類等の閲覧等に関する意見聴取書等.....	107
1 意見聴取書.....	107
2 回答書.....	108
〔様式例第67号〕提出書類等閲覧等請求についての回答書.....	109
〔様式例第68号〕提出書類等の写しの交付手数料納付書.....	111
〔様式例第69号〕審理手続併合等通知書.....	112
〔様式例第70号〕審理手続分離通知書.....	113
〔様式例第71号〕執行停止についての意見書.....	114

〔様式例第72号〕 審理員意見書等提出予定時期通知書.....	115
〔様式例第73号〕 行政不服審査会等への諮問に関する申出についての注意喚起書	116
1 審査請求人用.....	116
2 参加人用（審査請求人が行審法第43条第1項第4号の申出をしている場合）	117
3 参加人用（審査請求人が行審法第43条第1項第4号の申出をしていない場合）	118
〔様式例第74号〕 審理員意見書.....	119
〔様式例第75号〕 行政不服審査会等への諮問に関する申出書	123
1 審査請求人による申出書.....	123
2 参加人による申出書	124
〔様式例第76号〕 行政不服審査会等への諮問についての通知書	125
4 裁決書関係	126
〔様式例第77号〕 裁決書標準様式	126
5 教示関係	131
〔様式例第78号〕 審査請求の裁決書における教示の例.....	131
1 再審査請求をすることができない場合	131
2 再審査請求をすることができる場合	131
〔様式例第79号〕 再調査の請求の決定書における教示の例.....	132
〔様式例第80号〕 不服申立てをすべき行政庁等の教示の例.....	133
1 通常の場合.....	133
2 審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消訴訟の提起ができない場合.....	133
3 審査請求及び再調査の請求のいずれもできる場合で、かつ、審査請求を経た後でなければ取消訴訟の提起ができない場合.....	134

- 本様式例は、あくまで審査請求の諸手続において使用する書式の一例を示したものであり、他の書式によることも、もとより可能であるが、法令上の記載事項については、記載する必要がある。
- 本様式例は、各種手続における通知等を書面により行う場合の書式の一例を掲載しているが、法令上義務付けられていない通知等については、書面以外の適宜の方法（電子メール、電話等）で行うことも考えられる。

1 審査請求手続関係

〔様式例第1号〕 審査請求書

1 処分についての審査請求の場合

審査請求書

○年○月○日

(審査請求の年月日)

(審査庁) ○○ ○○殿

審査請求人 A県B市C町 50 番地

○○ ○○

(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

(連絡先 XXX@XXXX. XX. XX (メールアドレス))

(ポイント)

・「審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所」、「審査請求の年月日」、以下1～5は、行審法19条2項に基づく記載事項である。(このほか、本文編の表1、表3参照)

【審査請求人が法人等の場合】

A県B市D町 30 番地

株式会社○○○

A県B市D町 40 番地

代表取締役 ○○ ○○

(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

(連絡先 XXX@XXXX. XX. XX (メールアドレス))

【審査請求人が総代を互選した場合】

A県B市D町 10 番地

総代 ○○ ○○

(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

(連絡先 XXX@XXXX. XX. XX (メールアドレス))

A県B市D町 20 番地

○○ ○○

A県B市D町 30 番地

○○ ○○

A県B市D町 40 番地

○○ ○○

(以下、全員連記)

【審査請求を代理人がする場合】

A県B市C町 50 番地

○○ ○○

A県B市D町 10 番地

代理人 ○○ ○○

(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

(連絡先 XXX@XXXX. XX. XX (メールアドレス))

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求に係る処分の内容

(処分庁) の○年○月○日付けの審査請求人に対する○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい) ^(注1)

2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

○年○月○日

3 審査請求の趣旨 ^(注2)

「1記載の処分 (のうち○○に関する部分) ^(注3) を取り消す」との裁決を求める。

4 審査請求の理由 (例)

(1) (処分に至る経緯等を記載の上) (処分庁) から1に記載する処分を受けた。

(2) (処分庁は)、その理由を、……のためとしている。

(3) しかしながら、本件処分は、……であるから、○○法第○条の規定に違反しており、違法である。

(4) 本件処分により、審査請求人は、…… (法的権利又は利益) を侵害されている。

(5) 以上の点から、本件処分 (のうち○○に関する部分) ^(注3) の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

5 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第2条の規定により、(審査庁) に審査請求をすることができます」との教示があった。

6 その他として、次の書類を提出します。(ある場合)

(1) 添付書類 ○○ 1通 ^(注4)

(2) 証拠書類等 ○○ 1通 ^(注5)

注1 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

注2 処分の取消しを求める審査請求なのか、それ以外の審査請求なのかを記載する。

注3 括弧書きは、処分の一部の取消しを求める場合に記載する。

注4 添付書類としては、例えば、総代や法人の代表者等の資格を証明する書面、委任状等がある。

注5 審査請求に係る処分の通知書の写しを添付する場合は、こちらに記載する。

2 不作為についての審査請求の場合

審査請求書

○年○月○日

(審査請求の年月日)

(審査庁) ○○ ○○殿

審査請求人 A県B市C町 50 番地

○○ ○○

(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

(連絡先 XXX@XXXX.XX.XX (メールアドレス))

(ポイント)

- ・「審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所」、「審査請求の年月日」、以下1は、行審法19条3項に基づく記載事項である。(このほか、本文編の表2、表3参照)

次のとおり審査請求をします。

- 1 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
審査請求人は、○年○月○日、(不作為庁)に対して、○○法第○条の規定による○○○を求め
る申請をした。
- 2 審査請求の趣旨
1記載の申請について、速やかに許可(許可等の記載は、上記求めの内容に応じて適宜変更する)の処分をす
るよう求める。
- 3 その他として、次の書類を提出します。(ある場合)
 - (1) 添付書類^(注1) ○○ 1通
 - (2) 証拠書類等^(注2) ○○ 1通

注1 添付書類としては、例えば、総代や法人の代表者等の資格を証明する書面、委任状等がある。

注2 当該不作為に係る処分についての申請書の写しを添付する場合は、こちらに記載する。

3-1 審査請求書 窓口用チェックリスト表（処分）

1	(審査庁と処分庁が異なる場合) 正副2通あるか
2	審査請求人の氏名(又は名称)があるか
3	審査請求人の住所(又は居所)があるか
4	審査請求に係る処分の内容はあるか
5	審査請求に係る処分があったことを知った年月日はあるか
6	審査請求の趣旨及び理由はあるか
7	処分庁の教示の有無及びその内容はあるか
8	審査請求の年月日はあるか
9	現時点で口頭意見陳述の希望はあるか
※	審査請求人が法人等の場合、代表者又は管理人の氏名及び住所又は居所はあるか
※	(審査請求人が法人等の場合) 代表者又は管理人の資格を証明する書類はあるか
※	共同審査請求人が総代を互選した場合、総代の氏名及び住所又は居所はあるか
※	(総代を互選した場合) 総代の資格を証明する書類はあるか
※	代理人が審査請求をする場合、代理人の氏名及び住所又は居所はあるか
※	(代理人が審査請求をする場合) 代理人の資格を証明する書類はあるか
※	審査請求期間経過後の場合、法第18条第1項ただし書又は第2項ただし書に規定する正当な理由はあるか
※	(再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合において、法第5条第2項第1号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合) 再調査の請求をした年月日はあるか
※	(再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合において、法第5条第2項第2号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合) 正当な理由はあるか

日中の御連絡先 (TEL又はメールアドレス)

※確認の連絡に必要な場合があるため、必ず聞いてください。

受付日 _____ / _____ / _____ 受付者 _____

3-2 審査請求書 窓口用チェックリスト表（不作為）

1	(審査庁と不作為庁が異なる場合) 正副2通あるか
2	審査請求人の氏名(又は名称)はあるか
3	審査請求人の住所(又は居所)はあるか
4	当該不作為に係る処分についての申請の内容はあるか
5	当該不作為に係る処分についての申請の年月日はあるか
6	審査請求の年月日はあるか
7	現時点で口頭意見陳述の希望はあるか
※	審査請求人が法人等の場合、代表者又は管理人の氏名及び住所又は居所はあるか
※	(審査請求人が法人等の場合) 代表者又は管理人の資格を証明する書類はあるか
※	共同審査請求人が総代を互選した場合、総代の氏名及び住所又は居所はあるか
※	(総代を互選した場合) 総代の資格を証明する書類はあるか
※	代理人が審査請求をする場合、代理人の氏名及び住所又は居所はあるか
※	(代理人が審査請求をする場合) 代理人の資格を証明する書類はあるか
※	審査請求期間経過後の場合、法第18条第1項ただし書又は第2項ただし書に規定する正当な理由はあるか

日中の御連絡先 (TEL又はメールアドレス)

※確認の連絡に必要な場合があるため、必ず聞いてください。

受付日 _____ / _____ / _____ 受付者 _____

〔様式例第2号〕 審査請求録取書

審査請求録取書

○年○月○日^(注1)

(審査請求の年月日)

(審査庁) ○○ ○○殿

審査請求人 A県B市C町50番地

○○ ○○

(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

(連絡先 XXX@XXXX.XX.XX (メールアドレス))

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求に係る処分の内容

(処分庁) の○年○月○日付けの審査請求人に対する○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)^(注2)

2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

○年○月○日

3 審査請求の趣旨

「1記載の処分を取り消す」との裁決を求める。

4 審査請求の理由 (例)

(1) (処分に至る経緯等を記載の上) (処分庁) から○○の処分を受けた。

(2) (処分庁は)、その理由を、……のためとしている。

(3) しかしながら、本件処分は、……であるから、○○法第○条の規定に違反しており、違法である。

(4) 本件処分により、審査請求人は、…… (法的権利又は利益) を侵害されている。

(5) 以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

5 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第2条の規定により、(審査庁) に審査請求をすることができます」との教示があった。

6 その他として、次の書類を提出します。(ある場合)

(1) 添付書類 ○○ 1通

(2) 証拠物件等 ○○ 1通

上記のとおり口頭による審査請求があったので、○年○月○日、(審査庁)において録取し、審査請求人に読み聞かせたところ、誤りのないことを確認した。

○年○月○日 (録取書作成担当者名及びその所属部署)

注1 必要な事項を陳述した日を記載する。

注2 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第3号〕 代表者・管理人資格証明書及び資格喪失届

1 資格証明書

<h3>代表者（管理人）資格証明書</h3>
A県B市D町 40 番地 〇〇 〇〇
上記の者は、別紙の登記事項証明書（規約の抄本）のとおり、株式会社〇〇〇（〇〇〇会）の代表者（管理人）であることを証明する。
審査請求人 A県B市C町 30 番地 株式会社〇〇〇

注 括弧書きは管理人の証明書とする場合

2 資格喪失届

<h3>代表者（管理人）資格喪失届</h3>
〇年〇月〇日
(審査庁) 〇〇 〇〇 殿 審理員 〇〇 〇〇 殿
審査請求人 株式会社〇〇〇
下記の者は、株式会社〇〇〇の（〇〇〇会）代表者（管理人）の資格を〇年〇月〇日限り失ったので、行政不服審査法施行令第3条第2項の規定により届け出ます。
記
A県B市D町 40 番地 〇〇 〇〇

注1 届出先は、審理員が指名され、かつ、審理手続終結前である場合は審理員となり、それ以外の場合は審査庁となる。

注2 括弧書きは管理人の喪失届とする場合

〔様式例第4号〕 総代互選書等

1 総代互選書

総代互選書

A県B市D町 10 番地

〇〇 〇〇

私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

〇年〇月〇日をもって、(処分庁) が (処分の名宛人) に対して行った、〇〇に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)^(注1) につき、(審査庁) に対してする審査請求に関する一切の事項

〇年〇月〇日

審査請求人

A県B市D町 10 番地^(注2)

〇〇 〇〇 (総代本人も含む)

A県B市D町 20 番地

〇〇 〇〇

A県B市D町 30 番地

〇〇 〇〇

A県B市D町 40 番地

〇〇 〇〇

(以下、全員連記のこと)

以上 〇名

注1 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

注2 審査請求書の提出後に本互選書を提出する場合は、審査請求人の住所等の表記は不要である。

2 総代解任届

総代解任届

○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿
審理員 ○○ ○○ 殿^(注1)

審査請求人

○○ ○○
○○ ○○
○○ ○○
○○ ○○

(以下、全員連記のこと)

以上 ○名

私たちは、先に総代に選任して下記の事項を行かせた○○ ○○を、都合により○年○月○日付けをもって解任しましたので、行政不服審査法施行令第3条第2項の規定により、届け出ます。

記

○年○月○日をもって、(処分庁) が (処分の名宛人) に対して行った、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)^(注2)につき、(審査庁) に対してする審査請求に関する一切の事項

注1 届出先は、審理員が指名され、かつ、審理手続終結前である場合は審理員となり、それ以外の場合
は審査庁となる。

注2 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも
差し支えない。

〔様式例第5号〕委任状等

1 委任状

委任状

私は、A県B市D町10番地 弁護士〇〇 〇〇を代理人と定めて、下記の権限を委任する。

記

〇年〇月〇日をもって、(処分庁)が私に対して行った、〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)につき、(審査庁)に対してする審査請求に関する一切の権限

〇年〇月〇日

A県B市C町50番地

審査請求人(参加人) 〇〇 〇〇

注1 審査請求書又は審査請求参加許可申請書の提出後に本状を提出する場合は、審査請求人又は参加人の住所等の表記は不要である。

注2 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。

2 審査請求の取下げをさせる際の委任状

委任状

私は、A県B市D町10番地 弁護士〇〇 〇〇を代理人と定めて、下記の権限を委任する。

記

〇年〇月〇日をもって、(処分庁)が私に対して行った、〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)^(注1)につき、(審査庁)に対してした審査請求の取下げに関する権限

〇年〇月〇日

A県B市C町50番地^(注2)

審査請求人 〇〇 〇〇

注1 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。

注2 審査請求書の提出後に本状を提出する場合は、審査請求人の住所等の表記は不要である。

注3 上記1及び2の内容を、一通の委任状に含めることは、差し支えない。

3 代理人解任届

代理人解任届

○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿
審理員 ○○ ○○ 殿^(注1)

審査請求人(参加人) ○○ ○○

私は、弁護士○○ ○○を下記事項について、代理人に選任していましたが、都合により○年○月○日付けをもって解任しましたので、行政不服審査法施行令第3条第2項の規定により、届け出ます。

記

○年○月○日をもって、(処分庁)が私に対して行った、○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)^(注2)につき、(審査庁)に対してする審査請求に関する一切の権限

注1 届出先は、審理員が指名され、かつ、審理手続終結前である場合は審理員となり、それ以外の場合
は審査庁となる。

注2 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすること
も差し支えない。

〔様式例第6号〕 補正命令書

事務連絡

○年○月○日

(審査請求人) 殿 (様)

(審査庁) ○○ ○○

審査請求書の補正について

○年○月○日付で貴殿から提出のあった審査請求は、下記の事項について不備があり、不適法であるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により、○年○月○日までに補正するよう命じます。

なお、上記期限までに補正しないときは、行政不服審査法第24条第1項の規定により、貴殿の審査請求を却下することがあるので、御承知おきください。

記

- 1 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
標記が記載されていない。
- 2 審査請求の趣旨
標記の内容が不明確である。
- 3 ○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注 上記の記載内容は一例である。

〔様式例第8号〕 執行停止申立書

執行停止申立書

○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿

A県B市C町 50 番地^(注1)

審査請求人 ○○ ○○

行政不服審査法第 25 条第 2 項 (第 3 項) の規定により、下記のとおり執行停止を申し立てます。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)^(注2) についての審査請求
(事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい)

2 審査請求の年月日

○年○月○日

3 申立ての理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

4 添付書類

○○○○

注 1 審査請求書の提出後に本申立書を提出する場合は、審査請求人の住所等の表記は不要である。

注 2 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第9号〕 執行停止に係る意見聴取書

事務連絡

○年○月○日

(処分庁) ○○ ○○ 殿

(審査庁) ○○ ○○

執行停止に関する意見書の提出について (意見照会)

○年○月○日付けをもって、(審査請求人) より、下記のとおり執行停止の申立てがあったので、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 25 条第 3 項の規定により、これに対する意見書を、○年○月○日までに提出するよう求めます。なお、期限内に意見書の提出がない場合は、意見がないものとして取り扱います。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求
(事件名や事件番号を審理関係人に通知している場合は、これらを記載)

2 執行停止申立ての理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〔様式例第10号〕 執行停止決定書等

1 申立てにより執行停止を行う場合

事務連絡 ○年○月○日
(審査請求人) 殿 (様)
(審査庁) ○○ ○○
執行停止申立てに対する決定について (通知)
○年○月○日付けをもって執行停止の申立てのあった (申立て対象処分) については、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 25 条第 2 項 (第 3 項) の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。
記
1 ○年○月○日から○月○日までの○日間執行を停止する。
2 (付帯条件がある場合は記載する)

2 執行停止の申立てを認めない場合

事務連絡 ○年○月○日
(審査請求人) 殿 (様)
(審査庁) ○○ ○○
執行停止申立てに対する決定について (通知)
○年○月○日付けをもって執行停止申立てのあった (申立て対象処分) については、下記の理由により、その執行を停止しないこととしたので、通知します。
記
理由 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3 審理関係人（処分庁を除く。）に対する通知（職権により執行停止を行う場合を含む。）

事務連絡
○年○月○日

（審理関係人）殿（様）

（審査庁） ○○ ○○

執行停止について（通知）

○年○月○日付けをもってされた（審査請求人）による（処分庁）が行った○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載）に対する審査請求（事件名・事件番号がある場合はこれらを記載）に関し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第2項（第3項）の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 ○年○月○日から○月○日までの○日間執行を停止する。
- 2 （付帯条件がある場合は記載する）○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

4 執行停止を取り消す場合

事務連絡

○年○月○日

(審理関係人) 殿 (様)

(審査庁) ○○ ○○

執行停止の取消しについて (通知)

○年○月○日付け (文書番号) をもって通知した、(審査請求人) による (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る (執行停止となる処分) の執行停止については、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 26 条の規定により、下記のとおり取り消したので、通知します。

記

1 取消内容

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2 理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〔様式例第11号〕 執行停止決定通知書

事務連絡

○年○月○日

(処分庁) ○○ ○○ 殿

(審査庁) ○○ ○○

執行停止について (通知)

下記の審査請求に係る処分について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第2項（第3項）の規定により、下記のとおり決定したので、通知する。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）についての審査請求
（事件名や事件番号を審理関係人に通知している場合は、これらを記載）

2 審査請求の年月日

○年○月○日

3 決定の内容

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○執行を停止する（執行を停止しない）。
（執行停止の条件があれば併せて記載する。）

注 処分庁が審査庁である場合には、本通知は不要である。

〔様式例第12号〕 審査請求人地位承継届出書

1 自然人の場合

審査請求人地位承継届出書

○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿

A県B市D町 55 番地

承継人 ○○ ○○

(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

(連絡先 XXX@XXXX.XX.XX (メールアドレス))

下記のとおり、審査請求人の地位を承継したので、行政不服審査法第15条第3項の規定により届け出ます。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)^(注) についての審査請求
(事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい)

2 審査請求の年月日

○年○月○日

3 被承継人の住所及び氏名

A県B市D町 50 番地

○○ ○○

4 地位承継の理由

被承継人の死亡 (○年○月○日)

5 添付書類

戸籍謄本 1 通

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

2 法人の場合

審査請求人地位承継届出書

○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿

A県B市D町 30 番地

株式会社○○○

代表取締役 ○○ ○○

(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

(連絡先 XXX@XXXX.XX.XX (メールアドレス))

下記のとおり、審査請求人の地位を承継したので、行政不服審査法第 15 条第 3 項の規定により届け出ます。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)^(注) についての審査請求
(事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい)

2 審査請求の年月日

○年○月○日

3 被承継人の住所及び氏名

A県B市D町 35 番地

株式会社◇◇◇

代表取締役 ○○ ○○

4 地位承継の理由

株式会社◇◇◇と株式会社○○○とが合併したため (○年○月○日)

5 添付書類

- (1) 株式会社◇◇◇及び株式会社○○○間で締結された合併に関する協定書の写し
- (2) 株式会社◇◇◇株主総会における合併承認決議録の写し
- (3) 株式会社○○○株主総会における合併承認決議録の写し
- (4) 株式会社◇◇◇の解散登記に関する登記事項証明書
- (3) 株式会社○○○の変更登記に関する登記事項証明書

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第13号〕 審査請求人地位承継許可決定書

1 許可する場合

事務連絡 ○年○月○日
(申請者) 殿 (様)
審査庁 ○○ ○○
審査請求人の地位の承継の許可について (通知)
○年○月○日に貴殿から申請のあった審査請求人の地位の承継については、許可します。

2 許可しない場合

事務連絡 ○年○月○日
(申請者) 殿 (様)
(審査庁) ○○ ○○
審査請求への地位の承継の許可について (通知)
○年○月○日に貴殿から申請のあった審査請求人の地位の承継については、以下の理由により、不許可とします。
理由 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〔様式例第14号〕 審査請求人地位承継許可申請書

審査請求人地位承継許可申請書

○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿

A県B市D町 30 番地

株式会社○○○

代表取締役 ○○ ○○

(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

(連絡先 XXX@XXXX.XX.XX (メールアドレス))

下記のとおり、処分に係る権利を譲り受けたので、行政不服審査法第15条第6項の規定により、審査請求人の地位の承継の許可を申請します。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい) ^(注1) についての審査請求
(事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい)

2 審査請求の年月日

○年○月○日

3 被承継人の住所及び氏名

A県B市D町 35 番地

株式会社◇◇◇

代表取締役 ○○ ○○

4 地位承継の理由 ^(注2)

建築基準法第9条第1項の規定に基づく建築物の使用禁止処分を受けた工場を○年○月○日に買い受けたので、速やかに工場の操業を開始したいため。

5 添付書類

売買契約書の写し

登記事項証明書

注1 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

注2 地位承継の理由の欄の記載は一例である。

〔様式例第15号〕 審査請求人地位承継通知書

事 務 連 絡

○年○月○日

(審理関係人) ○○ ○○ 殿 (様)

(審査庁) ○○ ○○

審査請求人の地位の承継について (通知)

(審査請求人) による (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) について、下記のとおり審査請求人の地位の承継があったので、通知します (する)。

記

1 承継人の住所及び指名

A県B市D町 55 番地

○○ ○○

2 地位の承継の理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3 承継年月日

○年○月○日 (注)

注 承継許可の場合には、承継を許可した年月日が承継年月日となる。

〔様式例第16号〕 審査請求取下書

審査請求取下書

○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿

審査請求人 ○○ ○○

行政不服審査法第 27 条の規定により、下記の審査請求を取り下げます。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）についての審査請求
（事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）^(注)

2 審査請求の年月日

○年○月○日

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第17号〕 審査請求取下通知書

事 務 連 絡

○年○月○日

(処分庁等) ○○ ○○ 殿

(参加人) ○○ ○○ 殿 (様)

(審査庁) ○○ ○○

審査請求の取下げについて (通知)

○年○月○日付けをもって、下記の審査請求が取り下げられたので、通知します (する)。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求

(事件名や事件番号を審理関係人に通知している場合は、これらを記載)

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名

A県B市C町 50 番地

○○ ○○

3 審査請求の年月日

○年○月○日

2 審理員関係

〔様式例第18号〕 審理員指名書

1 指名書

<h3>審理員指名書</h3>
○年○月○日
○○ ○○ 殿
(審査庁) ○○ ○○
<p>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定に基づき、下記の審査請求について、同法が定める審理手続を行う者である審理員に指名する。また、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第1条第1項の規定に基づき、審理員が行う事務を総括する者として指定する。^(注1)</p> <p>なお、当該審査請求については、他に（所属部署及び職名）○○ ○○を審理員に指名した。^(注2)</p>
記
<p>1 審査請求の件名 （処分庁）が行った○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載）についての審査請求 （事件名や事件番号を審理関係人に通知している場合は、これらを記載）</p>
<p>2 審査請求人の住所又は居所及び氏名 A県B市C町50番地 ○○ ○○</p>
<p>3 審査請求の年月日 ○年○月○日</p>

注1 審理員を複数指名している場合において、当該審理員を審理員が行う事務を総括する者として指定する場合に記載する。

注2 審理員を複数指名している場合に記載する。ここで記載した審理員を事務総括者に指定した場合は、その旨も併せて記載する。

2 指名取消書

審理員指名取消書

○年○月○日

○○ ○○ 殿

(審査庁) ○○ ○○

○年○月○日付け審理員指名書により、(処分庁)が行った○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)についての審査請求(事件名や事件番号を審理関係人に通知している場合は、これらを記載)について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定に基づき行った指名は、以下の理由により取り消す。

理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〔様式例第19号〕 審理員指名通知書

1 指名通知書（審査請求人用）

事務連絡 ○年○月○日
(審査請求人) 殿 (様)
(審査庁) ○○ ○○
審理員の指名（等）について（通知）
○年○月○日に貴殿から提出のあった審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項に基づき、同法が定める審理手続を行う者である審理員として、下記の者を指名したので、通知します。
また、本件審査請求については、以後「(事件名) (事件番号)」と記載することとしたので、御承知おきください。 ^(注1)
記
審理員 (所属部署及び職名) ○○ ○○ (複数指名した場合は全員連記する)
(必要に応じて、連絡先として、所属部署の電話番号、内線番号、メールアドレス ^(注2) 等を記載する)

注1 この一文は、審査請求事件に事件名及び事件番号を付し、これを審査請求人に通知する場合に記載する。なお、文書名に「等」とあるのは、この一文の内容を含むことを表す趣旨である。

注2 メールアドレスを記載する場合は、組織共用のメールアドレスなど、職員個人単位で設定されたメールアドレス以外のメールアドレスを記載することが望ましい。

2 指名通知書（処分庁等用）

事務連絡

○年○月○日

（処分庁等）○○ ○○ 殿

（審査庁）○○ ○○

審理員の指名（等）について（通知）

○年○月○日に提出された、（審査請求人）からの（処分庁）が行った○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載）に対する審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項に基づき、同法が定める審理手続を行う者である審理員として、下記の者を指名したので、通知する。

また、本件審査請求については、名称を「（事件名）（事件番号）」としたので、併せて通知する。^{（注1）}

記

審理員 （所属部署及び職名）○○ ○○（複数指名した場合は全員連記する）

連絡先：（所属部署の電話番号、内線番号、メールアドレス^{（注2）}等を記載）

注1 この一文は、審査請求事件に事件名及び事件番号を付し、これを処分庁等に通知する場合に記載する。なお、文書名に「等」とあるのは、この一文の内容を含むことを表す趣旨である。

注2 メールアドレスを記載する場合は、組織共用のメールアドレスなど、職員個人単位で設定されたメールアドレス以外のメールアドレスを記載することが望ましい。

3 審理員の指名の取消しに伴い審理員が改めて指名された場合（審査請求人等用）

事務連絡

○年○月○日

（審査請求人、参加人等^(注1)）殿（様）

（審査庁）○○ ○○

審理員の指名について（通知）

○年○月○日に貴殿（参加人等への通知では「審査請求人○○ ○○」）から提出のあった審査請求（事件名・事件番号がある場合はこれらを記載）について、審理員に指名していた○○ ○○の指名を取り消し、新たに下記の者を審理員として指名したので、通知します。

また、審理員の交代に伴い、お預かりした証拠書類等についても、下記の者が管理することとなったことを申し添えます。

記

審理員 （所属部署及び職名）○○ ○○（複数指名した場合は全員連記する）

（必要に応じて、連絡先として、所属部署の電話番号、内線番号、メールアドレス^(注2)等を記載する）

注1 審理関係人以外の書類その他の物件等の提出者が存在する場合は、当該提出者も通知先に含む。

注2 メールアドレスを記載する場合は、組織共用のメールアドレスなど、職員個人単位で設定されたメールアドレス以外のメールアドレスを記載することが望ましい。

4 審理員の指名の取消しに伴い審理員が改めて指名された場合（処分庁等用）

事務連絡

○年○月○日

（処分庁等）○○ ○○殿

（審査庁）○○ ○○

審理員の指名について（通知）

○年○月○日に審査請求人○○ ○○から提出のあった審査請求（事件名・事件番号がある場合はこれらを記載）について、審理員に指名していた○○ ○○の指名を取り消し、新たに下記の者を審理員として指名したので、通知する。

また、下記の者が、貴庁から提出された書類等の管理を新たに担当することを、併せて通知する。

記

審理員（所属部署及び職名）○○ ○○（複数指名した場合は全員連記する）

連絡先：（所属部署の電話番号、内線番号、メールアドレス^(注)等を記載）

注 メールアドレスを記載する場合は、組織共用のメールアドレスなど、職員個人単位で設定されたメールアドレス以外のメールアドレスを記載することが望ましい。

3 審理手続関係

〔様式例第20号〕 総代互選命令書等

1 総代互選命令書

事務連絡

○年○月○日

(審査請求人) 殿 (様)

(全員連記のこと)

審理員 ○○ ○○

総代の互選について

○年○月○日付けをもって(処分庁)が行った○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)について、○年○月○日付けをもって提出のあった審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)の審理に必要なので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第11条第2項の規定により、3人以内の総代を○年○月○日までに互選するよう命じます。

2 総代互選通知書

総代互選通知書

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

審査請求人

○○ ○○
○○ ○○
○○ ○○
○○ ○○

(以下、全員連記のこと)

以上 ○名

○年○月○日付け文書をもって互選を命ぜられた総代については、下記の者を選任しましたので通知します。

記

○○ ○○
○○ ○○

〔様式例第21号〕 総代選出通知書等

1 総代選出通知書

事 務 連 絡

○年○月○日

(処分庁等) ○○ ○○ 殿

(参加人) ○○ ○○ 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

総代の選出について (通知)

(審査請求人) による (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) については、○年○月○日付けをもって下記の者が総代に選任されたので、通知します (する)。

記

A県B市D町 10 番地

○○ ○○

2 総代解任通知書

事 務 連 絡

○年○月○日

(処分庁等) ○○ ○○ 殿

(参加人) ○○ ○○ 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

総代の解任について (通知)

(審査請求人) による (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) について、総代に選任されていた下記の者は、○年○月○日付けをもって解任されたので、通知します (する)。

記

A県B市D町 10 番地

○○ ○○

〔様式例第22号〕 審査請求参加許可申請書

参加許可申請書

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

A県B市D町 10 番地

○○ ○○

(連絡先 XXXX-XX-XXXX(電話番号))

(連絡先 XXX@XXXX.XX.XX (メールアドレス))

下記のとおり、審査請求に参加したいので、行政不服審査法第13条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)^(注1) についての審査請求

2 審査請求の年月日

○年○月○日

3 審査請求人の住所又は居所及び氏名

A県B市C町 50 番地

○○ ○○

4 参加の理由^(注2)

申請人は、審査請求人が取消しを求めている○○の処分により、…… (法的権利又は利益) を受けた者であり、審査請求の裁決の内容について重大な利害関係を有するため。

5 添付書類 (ある場合)

○○○○ 1 通

○○○○ 1 通

注1 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

注2 参加の理由欄の記載は一例である。

〔様式例第23号〕 審査請求参加許可等決定書

1 許可する場合

	事務連絡 ○年○月○日
(参加許可申請者) 殿 (様)	
	審理員 ○○ ○○
審査請求への参加について (通知)	
<p>○年○月○日に貴殿から提出された、(審査請求人) による (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを併せて記載) に係る利害関係人としての参加について、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 13 条第 1 項の規定により、許可します。</p>	

2 許可しない場合

	事務連絡 ○年○月○日
(参加許可申請者) 殿 (様)	
	審理員 ○○ ○○
審査請求への参加について (通知)	
<p>○年○月○日に貴殿から申請された、(審査請求人) による (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを併せて記載) への参加については、以下の理由により、不許可とします。</p>	
理由	
<p>審査請求が提起されている処分は、○○に関するものであり、審査請求の裁決の内容がどのようなものであっても、これにより、貴殿が不利益を被るとは認め難いものであるため。</p>	

注 理由欄の記載は一例である。

3 許可を取り消す場合

事務連絡

○年○月○日

(参加人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

審査請求への参加の取消しについて (通知)

○年○月○日付け事務連絡をもって通知した、(審査請求人) による (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) への参加の許可については、以下の理由により、取り消します。

理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〔様式例第24号〕 職権による審査請求参加要求書

事務連絡

○年○月○日

(参加要求対象者) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

審査請求への参加について (通知)

下記の審査請求について、利害関係人である貴殿に、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 13 条第 2 項の規定により、参加人として、当該審査請求への参加を求めます。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい) についての審査請求
(事件名や事件番号を定めている場合は、これらを併せて記載)

2 審査請求の年月日

○年○月○日

3 審査請求人の住所又は居所及び氏名

A 県 B 市 C 町 50 番地

○○ ○○

4 利害関係人として参加を求める理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (注)

注 参加要求対象者が参加人となる理由を把握できるよう、審査請求に係る処分等の内容と、これについての利害関係の態様について、詳細に記載することが望ましい。

〔様式例第25号〕 審査請求参加取下書

参加取下書

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

参加人 ○○ ○○

○年○月○日付けをもって許可のあった下記の審査請求への参加について、下記の理由によりこれを取り下げます。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^(注) についての審査請求
（事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）

2 審査請求の年月日

○年○月○日

3 審査請求人の住所又は居所及び氏名

A県B市C町 50 番地

○○ ○○

4 取下げの理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第26号〕 審査請求参加等通知書

1 利害関係人の参加を認めた場合

	事務連絡 ○年○月○日
(審理関係人) ○○ ○○ 殿 (様)	
	審理員 ○○ ○○
審査請求の参加人について (通知)	
下記の者を、(審査請求人) による (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) の参加人としたので、通知します (する)。	
記	
参加人の住所又は居所及び氏名 A県B市C町 50 番地 ○○ ○○	

2 利害関係人の参加の許可を取り消した場合

	事務連絡 ○年○月○日
(審理関係人) ○○ ○○ 殿 (様)	
	審理員 ○○ ○○
参加の許可の取消しについて (通知)	
(審査請求人) による (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) について、参加人としていた下記の者は、○年○月○日付けをもってその参加の許可を取り消したので、通知します (する)。	
記	
参加人の住所又は居所及び氏名 A県B市C町 50 番地 ○○ ○○	

〔様式例第27号〕 審査請求参加取下げ等通知書

事 務 連 絡

○年○月○日

(審理関係人) ○○ ○○ 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

審査請求の参加人の取下げ (取消し) について (通知)

(審査請求人) による (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に関し、○年○月○日付け事務連絡をもって通知した下記の参加人の参加が (を) ○年○月○日付けをもって取り下げられた (取り消した) ので、通知します (する)。

記

参加人の住所又は居所及び氏名

A県B市C町 50 番地

○○ ○○

〔様式例第28号〕 弁明書提出要求書

1 処分庁等が審査庁とは異なる行政庁である場合

事務連絡

○年○月○日

(処分庁等) ○○ ○○ 殿

審理員 ○○ ○○

審査請求書の送付及び弁明書の提出について^(注)

○年○月○日に提出された、(審査請求人) からの (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) について、行政不服審査法 (平成26年法律第68号。以下「同法」という。) 第29条第1項の規定により、別添のとおり審査請求書 (副本) を送付するので、同法第29条第2項の規定に基づき、当該審査請求に対する弁明書正副○通を○年○月○日までに提出することを求める。

なお、同法第29条第4項に掲げる書面を保有している場合は、弁明書に添付されたい。

また、同法第32条第2項の規定により、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出する場合には、○年○月○日までに提出されたい。

なお、弁明書の別添として添付された書類については、同法第29条第5項の規定により、審査請求人又は参加人に送付することとなるが、同法第29条第4項に掲げる書面及び同法第32条第2項の物件として提出された場合には、同法第38条第1項に基づき、審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象とされているので、その提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴庁の意見を付されたい。ただし、閲覧等の請求に対する審理員の判断が、貴庁の意見と異なる場合があることをあらかじめ申し添える。

今後、審理手続の進行中に、処分庁が審査請求に係る処分を取り消した場合には、当該審査請求が不適法となることが想定され、審理手続を終結する必要が生じる可能性があることから、速やかに連絡されたい。

注 行審法28条に規定されているとおり、処分庁等は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力しなければならないこととなっており、適切に対応する必要がある。

2 処分庁等が審査庁と同一の行政庁である場合

事務連絡

○年○月○日

(処分庁等) ○○ ○○ 殿

審理員 ○○ ○○

弁明書の提出について^(注)

○年○月○日に提出された、(審査請求人) からの (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る弁明書正副○通を○年○月○日までに提出することを求める。行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号。以下「同法」という。) 第 29 条第 4 項に掲げる書面を保有している場合は、弁明書に添付されたい。

また、同法第 32 条第 2 項の規定により、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出する場合には、○年○月○日までに提出されたい。

なお、弁明書の別添として添付された書類については、同法第 29 条第 5 項の規定により、審査請求人又は参加人に送付することとなるが、同法第 29 条第 4 項に掲げる書面及び同法第 32 条第 2 項の物件として提出された場合には、同法第 38 条第 1 項に基づき、審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象とされているので、その提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴庁の意見を付されたい。ただし、閲覧等の請求に対する審理員の判断が、貴庁の意見と異なる場合があることをあらかじめ申し添える。

今後、審理手続の進行中に、処分庁が審査請求に係る処分を取り消した場合には、当該審査請求が不適法となることが想定され、審理手続を終結する必要性が生じる可能性があることから、速やかに連絡されたい。

注 行審法 28 条に規定されているとおり、処分庁等は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力しなければならないこととなっており、適切に対応する必要がある。

〔様式例第28－2号〕 弁明書

1 申請に対する処分についての審査請求である場合

弁明書

(ポイント)

- ・ 審査庁から通知された事件番号を文書番号とともに記載することが望ましい。

(例) 事件番号令和○年度○号
文書番号令和○年度○号
提出日 ○年○月○日

(審理員) ○○ ○○ 殿

処分庁 ○○ ○○

(例)

審査請求人○○ ○○が○年○月○日に審査請求を行った、○○法第○条に基づく申請に対する申請拒否処分について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項による審理員の求めに対して、以下のとおり弁明書を提出します。

(ポイント)

- ・ 審査請求の対象となった処分（申請拒否処分等）のもととなった申請が、いかなる法令（法令名及び条項まで記載）に基づいた処分なのか明示する。

第1 審査請求の趣旨に対する弁明

(例)

本件審査請求は（認容/棄却）されることが適当であると考えます。

第2 処分の内容及び理由等

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

(例)

○○申請の認容要件として、○○法第○条は、……と規定する。また、○○法施行規則第○条は、……と規定する。○○申請の審査基準として、○○要綱には、……と定められている。

(ポイント)

- ・ 原処分の内容及び理由を明らかにするために、申請を認容する際の要件について定める法律及び政省令、要綱の名称、条項及びその概要だけでなく、審査基準も記載する必要がある。

※弁明書は審査請求人及び参加人に送付されるため、開示すべきでない審査基準の内容については明記せず、行審法第32条に基づく証拠資料として提出し、閲覧・交付をすべきでない旨の意見を付す。

2 処分の内容及び理由

(1) 認定した事実

(例)

審査請求人には、〇〇という証拠から A、B 及び C という事実が認められる。

(2) 処分の根拠法令等に対する本件の当てはめ

(例)

認定した事実を法令等に当てはめると以下のとおりとなる。

- ・〇〇法第〇条及び上記審査基準に当てはめると、〇〇法第〇〇条に基づき A は要件 α に該当しない。
- ・〇〇法第〇〇条に基づき B は要件 β に該当しない。
- ・〇〇要綱が定める〇〇という審査基準に基づき C は要件 γ に該当しない。

以上より、審査請求人は、〇〇法第〇条所定の〇〇申請の認容要件のいずれにも該当しない。

(3) 処分の内容

(例)

以上の認定した事実及び当てはめから、審査請求人に対して〇〇処分を行なった。

((1) ～ (3) に関するポイント)

- ・「処分の内容及び理由」は、行審法 29 条 3 項に基づく記載事項である。
- ・いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかが分かるように記載する。申請に対する処分の弁明の場合には、審査基準に当てはまらないこと（要件を満たさないこと）を主張する必要がある。
- ・審査請求において争点となっている論点だけでなく、処分全体について、内容と理由を記載する必要がある。

(第3 処分庁からの補足)

(例)

審査請求人が主張した〇〇について再度検討した結果、処分庁では〇〇という結論に至った。

(ポイント)

- ・審査請求人が主張した点について再度検討した結果がある場合には、それについて記載する。
- ・審査請求人との認識の違いがある場合であって、審理の際に重要と考えられる点については、主張又は事実の認否について弁明する※（第2で触れられている場合は不要）。なお、処分庁が上記2で（1）で認定されていない事実を主張する場合には、その根拠も併せて提示する。

※弁論主義を採用する訴訟手続の場合には、当事者が否認した事実が争点になるため、認否が重要になる。一方、職権探知主義を採用する不服申立手続については、必ずしも否認された事実のみを審理の対象とするのではなく、その対象は当該処分の違法性及び当否を判断するために必要な範囲全般に及ぶ。

第4 結論

(例)

上記のとおり、本件処分には、違法又は不当な点がある。

上記のとおり、本件処分には違法又は不当な点はない。

(ポイント)

- ・端的に記載する。

(第5 関連する事実及び経緯)

(ポイント)

- ・端的に記載する。
- ・関連事実及び経緯が処分に至るまでの経緯や内容と直結したものである場合には、「第2 処分内容及び理由等」で記載することも考えられる。

第6 添付資料

(ポイント)

- ・証拠書類については、行審法 32 条により、処分庁は自ら提出するか、行審法 33 条により、審理員が職権で求めることにより提出される仕組みとなっており、簡易迅速な処理のためには、処分庁から自発的に弁明書の内容の基礎となった申請書等を提出することが望ましい。
- ・行審法 29 条 4 項各号に規定される書面が存在する場合には、同規定に基づいて当該書面を弁明書に添付する。
- ・弁明書の添付資料とすることで、本来であれば審査請求人を含む外部の者に開示すべきでない情報が開示されてしまう場合などについては、弁明書に添付するのではなく、証拠資料として提出し、閲覧・交付をすべきでない旨の意見を付す場合も考えられる。

注 なお、不作為に対する審査請求の場合には、行審法 29 条 3 項により、「処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由」を記載する必要があるが、処分についての審査請求に対する弁明書の記載事項やポイントを踏まえつつ、事案に応じて記載する。

2 不利益処分についての審査請求である場合

弁明書

(ポイント)

- ・ 審査庁から通知された事件番号を文書番号とともに記載することが望ましい。

(例) 事件番号令和○年度○号
文書番号令和○年度○号
提出日 ○年○月○日

(審理員) ○○ ○○ 殿

処分庁 ○○ ○○

(例)

審査請求人○○ ○○が○年○月○日に審査請求を行った、○○法第○条に基づく処分庁○○による○○処分について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項による審理員の求めに対して以下のとおり弁明書を提出します。

(ポイント)

- ・ いかなる法令（法令名及び条項まで記載）に基づいた処分なのか明示する。

第1 審査請求の趣旨に対する弁明

(例)

本件審査請求は（認容/棄却）されることが適当であると考えます。

第2 処分の内容及び理由等

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

(例)

○○処分の処分要件として、○○法第○条は、……と規定する。また、○○法施行規則第○条は、……と規定する。○○処分の処分基準として、○○要綱には、……と定められている。

(ポイント)

- ・ 原処分の内容及び理由を明らかにするために、不利益処分の根拠となった法律及び政省令、要綱の名称、条項及びその概要だけでなく、当該処分の法令上の要件及び処分基準も記載する必要がある。

※弁明書は審査請求人及び参加人に送付されるため、開示すべきでない処分基準の内容については明記せず、行審法第32条に基づく証拠資料として提出し、閲覧・交付をすべきでない旨の意見を付す。

2 処分の内容及び理由

(1) 認定した事実

(例)

審査請求人には、〇〇という証拠から A、B 及び C という事実が認められる。

(2) 処分の根拠法令等に対する本件の当てはめ

(例)

認定した事実を法令等に当てはめると以下のとおりとなる。

- ・〇〇法第〇条及び上記処分基準に当てはめると、〇〇法第〇〇条に基づき A は〇〇に該当する。
- ・〇〇法第〇〇条に基づき B は〇〇に該当する。
- ・〇〇要綱が定める〇〇という処分基準に基づき C は〇〇に該当する。

(3) 処分の内容

(例)

以上の認定した事実及び当てはめからから、審査請求人に対して〇〇処分を行なった。

((1) ～ (3) に関するポイント)

- ・「処分の内容及び理由」は、行審法 29 条 3 項に基づく記載事項である。
- ・いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかが分かるように記載する。不利益処分の弁明の場合には、処分基準に当てはまること（要件を満たすこと）を主張する必要がある。
- ・審査請求において争点となっている論点だけでなく、処分全体について、内容と理由を記載する必要がある。

(第3 処分庁からの補足)

(例)

審査請求人が主張した〇〇について再度検討した結果、処分庁では〇〇という結論に至った。

(ポイント)

- ・審査請求人が主張した点について再度検討した結果がある場合には、それについて記載する。
- ・審査請求人との認識の違いがある場合であって、審理の際に重要と考えられる点については、主張又は事実の認否について弁明する※（第2で触れられている場合は不要）。なお、処分庁が上記2（1）で認定されていない事実を主張する場合には、その根拠も併せて提示する。

※弁論主義を採用する訴訟手続の場合には、当事者が否認した事実が争点になるため、認否が重要になる。一方、職権探知主義を採用する不服申立手続については、必ずしも否認された事実のみを審理の対象とするのではなく、その対象は当該処分の違法性及び当否を判断するために必要な範囲全般に及ぶ。

第4 結論

(例)

上記のとおり、本件処分には、違法又は不当な点がある。

上記のとおり、本件処分には違法又は不当な点はない。

(ポイント)

- ・端的に記載する。

(第5 関連する事実及び経緯)

(ポイント)

- ・端的に記載する。
- ・関連事実及び経緯が処分に至るまでの経緯や内容と直結したものである場合には、「第2 処分内容及び理由等」で記載することも考えられる。

第6 添付資料

(ポイント)

- ・証拠書類については、行審法 32 条により、処分庁は自ら提出するか、行審法 33 条により、審理員が職権で求めることにより提出される仕組みとなっており、簡易迅速な処理のためには、処分庁から自発的に弁明書の内容の基礎となった申請書等を提出することが望ましい。
- ・行審法 29 条 4 項各号に規定される書面が存在する場合には、同規定に基づいて当該書面を弁明書に添付する。
- ・弁明書の添付資料とすることで、本来であれば審査請求人を含む外部の者に開示すべきでない情報が開示されてしまう場合などについては、弁明書に添付するのではなく、証拠資料として提出し、閲覧・交付をすべきでない旨の意見を付す場合も考えられる。

〔様式例第29号〕書類提出等催促書

事務連絡

○年○月○日

(審理関係人等) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

物件の提出期限の再設定について

○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)についての審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)に関して、○年○月○日付け事務連絡により下記のとおり提出を求めた物件については、○年○月○日までに提出^(注1)してください。

なお、上記期限までに物件が提出されない場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第41条第2項の規定により、審理手続を終結することがありますので、御承知おきください。

記

提出を求めた物件及びその提出期限^(注2)

(1) 反論書 ○年○月○日

(2) 証拠書類又は証拠物 ○年○月○日

注1 複数の提出期限を定める場合は、「○○については○年○月○日までに、△△については○年○月○日までに、それぞれ提出」といった記載とする。

注2 本催促書の対象となる物件は、行審法41条2項1号に記載されている以下の物件である。

- 1 弁明書(行審法29条2項)
- 2 反論書(行審法30条1項後段)
- 3 意見書(行審法30条2項後段)
- 4 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件(行審法32条3項)
- 5 書類その他の物件(行審法33条前段)

〔様式例第30号〕反論書等提出期限設定通知書

1 審査請求人用

事務連絡

○年○月○日

(審査請求人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

弁明書の送付及び反論書等の提出等について

1. 弁明書の送付について

○年○月○日に貴殿から提出された、(処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) について、行政不服審査法 (平成26年法律第68号。以下「同法」という。) 第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書 (副本) を送付します。

2. 反論書等の提出について

同法第30条第1項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面 (反論書) を提出する場合には○年○月○日までに、同法第32条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合には○年○月○日までに、それぞれ提出してください。

なお、上記の証拠書類又は証拠物は、同法第38条第1項に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象となっておりますので、証拠書類又は証拠物の提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴殿の意見を付してください。ただし、閲覧等の請求に対する審理員の判断が、貴殿の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

3. 口頭意見陳述の申立てについて

2. のほか、同法第31条第1項の規定により、口頭による意見陳述を希望される場合には、「口頭意見陳述申立書」及び補佐人帯同許可申請書 (補佐人の帯同を御希望の場合のみ) に御記入の上、○年○月○日までに、提出してください。ただし、貴殿の所在その他の事情により当該機会を与えることが困難な場合もありますことを御承知おきください。

なお、意見陳述には参加人及び処分庁が同席し、処分庁に対して質問を行うことができます。質問事項がある場合には、「口頭意見陳述申立書」と併せて提出いただけますと幸いです。

4. 提出書類等の閲覧等について

同法第38条第1項の規定により、審理手続が終結するまでの間、参加人及び処分庁等から提出された書類等の閲覧又は写しの交付を求めることができます。現在、提出された書類等は以下のとおりとなっております。閲覧又は写しの交付を希望される場合には、「提出書類等閲覧等請求書」に御記入の上、○年○月○日までに、提出してください。ただし、請求された書類等に第三者の個人識別情報が含まれている場合等においては、審理員の判断により、請求が認められない場合があることを御承知おきください。

注 3. 及び4. の案内については、弁明書の送付時に限らないため、適宜変更されたい。

2 参加人用

事務連絡

○年○月○日

(参加人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

弁明書の送付及び意見書等の提出等について

1. 弁明書の送付について

○年○月○日に提出された、(審査請求人) からの (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) について、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号。以下「同法」という。) 第 29 条第 5 項の規定により、別添のとおり弁明書 (副本) を送付します。

2. 反論書の提出等について

同法第 30 条第 2 項の規定により審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面 (意見書) を提出する場合には○年○月○日までに、同法第 32 条第 1 項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合には○年○月○日までに、それぞれ提出してください。

なお、上記の証拠書類又は証拠物は、同法第 38 条第 1 項に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象となっておりますので、証拠書類又は証拠物の提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴殿の意見を付してください。ただし、閲覧等の請求に対する審理員の判断が、貴殿の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

3. 口頭意見陳述の申立てについて

2. のほか、同法第 31 条第 1 項の規定により、口頭による意見陳述を希望される場合には、「口頭意見陳述申立書」及び補佐人帯同許可申請書 (補佐人の帯同を御希望の場合のみ) に御記入の上、○年○月○日までに、提出してください。ただし、貴殿の所在その他の事情により当該機会を与えることが困難な場合もありますことを御承知おきください。

なお、意見陳述には参加人及び処分庁が同席し、処分庁に対して質問を行うことができます。質問事項がある場合には、「口頭意見陳述申立書」と併せて提出いただけますと幸いです。

4. 提出書類等の閲覧等について

同法第 38 条第 1 項の規定により、審理手続が終結するまでの間、審査請求人及び処分庁等から提出された書類等の閲覧又は写しの交付を求めることができます。現在、提出された書類等は以下のとおりとなっております。閲覧又は写しの交付を希望される場合には、「提出書類等閲覧等請求書」に御記入の上、○年○月○日までに、提出してください。ただし、請求された書類等に第三者の個人識別情報が含まれている場合等においては、審理員の判断により、請求が認められない場合があることを御承知おきください。

注 3. 及び 4. の案内については、弁明書の送付時に限らないため、適宜変更されたい。

〔様式例第31号〕 弁明書等提出通知書

1 処分庁等用

事務連絡

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

(処分庁等) ○○ ○○

弁明書の提出について

○年○月○日付け（文書番号）をもって提出要求のあった、（審査請求人）から提起された（処分庁）が行った○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載）に対する審査請求（事件名・事件番号がある場合はこれらを記載）に対する弁明書等を、下記のとおり提出いたします。

記

- 1 弁明書 正副○通
- 2 添付書類 ○○○○ 1通（別添1）
△△△△ 1通（別添2）

なお、提出した物件について、行政不服審査法第38条第1項に基づき、審査請求人又は参加人が閲覧等を行うことは、○○○○については差し支えないが、△△△△については……により、認めるべきではない。ただし、△△△△のうち、□□□□に関する箇所（別添3参照）を除いた部分については、閲覧等を行うことは差し支えない。^(注)

注 この文は添付書類の閲覧等に対する意見の内容に沿って適宜変更されたい。

2 審査請求人用

反論書送付通知書

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

審査請求人 ○○ ○○

(処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に関して、行政不服審査法第 30 条第 1 項の規定により、下記の反論書等を別添のとおり提出します。

記

- 1 反論書 正副○通
- 2 添付書類 ○○○○ 1 通 (別添 1)
△△△△ 1 通 (別添 2)

なお、提出した物件について、行政不服審査法第 38 条第 1 項に基づき、(審査請求人又は参加人) が閲覧等を行うことは、○○○○については差し支えないが、△△△△については……により、認めるべきではない。ただし、△△△△のうち、□□□□に関する箇所 (別添 3 参照) を除いた部分については、閲覧等を行うことは差し支えない。^(注)

注 この文は添付書類の閲覧等に対する意見の内容に沿って適宜変更されたい。

3 参加人用

意見書送付通知書

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

参加人 ○○ ○○

(処分庁)が行った○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)に対する審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)に関して、行政不服審査法第30条第2項の規定により、下記の意見書等を別添のとおり提出します。

記

- 1 意見書 正副○通
- 2 添付書類 ○○○○ 1通(別添1)
△△△△ 1通(別添2)

なお、提出した物件について、行政不服審査法第38条第1項に基づき、(審査請求人又は参加人)が閲覧等を行うことは、○○○○については差し支えないが、△△△△については……により、認めるべきではない。ただし、△△△△のうち、□□□□に関する箇所(別添3参照)を除いた部分については、閲覧等を行うことは差し支えない。^(注)

注 この文は添付書類の閲覧等に対する意見の内容に沿って適宜変更されたい。

〔様式例第32号〕意見聴取期日出席要請書

事務連絡

○年○月○日

(審理関係人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

審理手続の申立てに関する意見聴取の実施について

(処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に関して、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 37 条第 1 項の規定により審理手続の申立てに関する意見聴取を下記のとおり実施することとしたので、出席してください。

記

開催日時及び場所

○年○月○日 午後○時

○○庁舎第○会議室 (○階)

〔様式例第33号〕意見聴取結果記録書

審理手続の申立てに関する意見聴取結果記録書		
聴取実施日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分	
聴取実施場所	〇〇庁舎第〇会議室 ^(注1)	
聴取者	審理員 〇〇 〇〇	
出席者 ^{(注1)(注2)}		
審査請求人	住所・居所	A県B市C町50番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇
参加人	住所・居所	A県B市D町30番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇(申立人株式会社〇〇〇(A県B市D町10番地)の代理人)
参加人	住所・居所	A県B市C町52番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇
処分庁等	所属・氏名	△△部△△課長 △△ △△
	所属・氏名	同課〇〇係長 □□ □□
審理手続の申立てに関する意見の概要 ^(注2)		
審査請求人 〇〇 〇〇	1. 行審法31条の規定による口頭意見陳述を、〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの午後〇時から午後〇時までの間に、〇〇庁舎にて実施するよう、申し立てる。 2. 行審法32条の規定により、(処分庁等)に対して、〇〇〇〇の提出を求めることを申し立てる。 3. 行審法34条の規定による参考人陳述を申し立てる予定。	
参加人 〇〇 〇〇	1. 審査請求人〇〇 〇〇が申し立てた口頭意見陳述には、〇年〇月〇日午後〇時にか出席できない。	
審理手続について聴取時に決定した事項 ^(注2)		
実施する審理手続	1. 口頭意見陳述を、〇年〇月〇日午後〇時から、〇〇庁舎にて実施すること。 2. (処分庁等)は、〇年〇月〇日までに、〇〇〇〇を提出すること。 3. 審査請求人〇〇 〇〇は、〇年〇月〇日までに、〇〇〇〇を提出すること。	
終結予定時期	〇年〇月〇日	
その他事項	1. 審理員は、(処分庁等)に対して、弁明書の処分の理由における……という記載について、具体的には、審理関係人の……のどの部分が該当するのか、という質問を行い、……という回答を得た。 2. 審理員は、審査請求人〇〇 〇〇に対して、反論書の……の記載について、どのような趣旨であるのか、という質問を行い、……という回答を得た。また、同人に対し、前述の回答の証拠となる資料を〇年〇月〇日までに提出することを求めた。	

注1 電話による聴取を行った場合は、その旨記載する。また、「出席者」の欄名を「被聴取者」とする。

注2 必要に応じて適宜欄を増減する。

口頭意見陳述申立書

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

審査請求人（参加人） ○○ ○○

行政不服審査法第31条第1項の規定により、下記のとおり口頭による意見陳述を申し立てます。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^{（注）} についての審査請求
（事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）

2 審査請求の年月日

○年○月○日

3 口頭による意見陳述を希望する日時及び場所

○年○月○日から同年○月○日までの間 午後○時から午後○時の間

○○庁舎

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第36号〕 補佐人帯同許可申請書

補佐人帯同許可申請書

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

審査請求人（参加人） ○○ ○○

下記のとおり補佐人帯同の許可を受けたいので、行政不服審査法第31条第3項の規定により申請します。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^{（注）} についての審査請求
（事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）

2 審査請求の年月日

○年○月○日

3 補佐人帯同を必要とする理由

陳述の内容が○○に関する専門的な事項に及ぶため、○○である○○ ○○に補佐してもらうことによって、陳述をより明確にすることができるため。

4 補佐人の住所、氏名及び職業

A県B市D町10番地

○○ ○○

（職業）

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第37号〕口頭意見陳述実施等通知書

1 申立人への通知

事務連絡

○年○月○日

(申立人) ○○ ○○ 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

口頭意見陳述の実施(等)について

○年○月○日をもって、貴殿から申立てのあった、○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)についての審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)に係る口頭による意見陳述については、下記のとおり実施することとしたので、出席してください。なお、貴殿がこの口頭による意見陳述に正当な理由なく出席しない場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第41条第2項第2号の規定により、審理手続を終結させることがあるので、御承知おきください。

また、○年○月○日をもって、貴殿から申立てのあった、上記の口頭による意見陳述に係る補佐人○○○○の帯同を許可する(下記の理由により許可しない)こととしたので、併せて通知します。^(注)

記

1 開催日時及び場所

○年○月○日 午後○時から午後○時まで

A県A市B一丁目1番地 ○○庁舎第○会議室(○階)

2 補佐人の帯同を認めない理由(補佐人帯同の許可申請があり、これを認めない場合)^(注)

本件審査請求の理由からは、○○である補佐人による補佐の必要性は認められないため。

注 口頭による意見陳述の開催にあたっては、出席者の本人確認を行いますので、身分証明書等を持参してください。

注 補佐人帯同の許可申請があった場合に記載する。

2 申立人以外への通知

事務連絡

○年○月○日

(審理関係人) ○○ ○○ 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

口頭意見陳述の実施について (通知)

審査請求人○○ ○○及び参加人○○ ○○ (申立人の数だけ列挙) から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る口頭による意見陳述については、下記のとおり実施することとしたので、出席してください。

記

開催日時及び場所

○年○月○日 午後○時

○○庁舎第○会議室 (○階)

注 口頭による意見陳述の開催にあたっては、出席者の本人確認を行いますので、身分証明書等を持参してください。

3 口頭意見陳述を開催しない場合の通知

事務連絡

○年○月○日

(申立人) ○○ ○○ 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

口頭意見陳述の実施について (通知)

○年○月○日をもって、貴殿から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る口頭による意見陳述については、以下の理由により、実施しないこととしたので、通知します。

理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〔様式例第38号〕 口頭意見陳述聴取結果記録書

口頭意見陳述聴取結果記録書		
聴取実施日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分	
聴取実施場所	〇〇庁舎第〇会議室	
聴取者	審理員 〇〇 〇〇	
出席者 <small>(注1)</small>		
審査請求人 (申立人) <small>(注2)</small>	住所・居所	A県B市C町 50 番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇
参加人 (申立人) <small>(注2)</small>	住所・居所	A県B市D町 30 番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇 (申立人株式会社〇〇〇 (A県B市D町 10 番地) の代理人)
補佐人	住所・居所	A県B市C町 200 番地
	氏名	〇〇 〇〇 (株式会社〇〇〇 〇〇部〇〇課長)
参加人	住所・居所	A県B市C町 52 番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇
処分庁等	所属・氏名	△△部△△課長 △△ △△
	所属・氏名	同課〇〇係長 □□ □□
口頭意見陳述の概要 <small>(注1)</small>		
審査請求人 〇〇 〇〇	1. (処分庁等) の主張する……の事実について否定し、……が事実である旨の主張を行った。 2. 処分は、……の点で違法であり、処分が取り消されず……が進行すれば、……の利益を侵害される旨の主張を行った。 3. (処分庁等) に、……について質問を行った。(処分庁等) は……との回答を行った。 4. ……	
参加人 株式会社〇〇 〇	1. 処分は何ら違法な点はなく、取り消されるべきではない旨の主張を行った。 2. 審査請求人〇〇 〇〇が主張する……の利益が侵害されることについては、……の理由により根拠がない旨の主張を行った。 3. ……	
その他事項	1. 審理員は、(処分庁等) に対して、争点となっている……について、質問を行い、……という回答を得た。 2. 審理員は、参加人〇〇 〇〇に対して、争点となっている……について、質問を行い、……という回答を得た。 3. 審理員は、審査請求人〇〇 〇〇の申立てにより、参加人株式会社〇〇〇に対して、……という質問を行い、……という回答を得た。 4. …… 5. ……	

注1 必要に応じて適宜欄を増減する。

注2 口頭意見陳述を申し立てた審理関係人を明示する。

〔様式例第39号〕 証拠書類等送付通知書

1 審査請求人及び参加人用

事務連絡

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

審査請求人（参加人） ○○ ○○

証拠書類等の提出について

（処分庁）が行った○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）に対する審査請求（事件名・事件番号がある場合はこれらを記載してもよい）に関して、行政不服審査法第 32 条第 1 項の規定により、下記の証拠書類及び証拠物を別添のとおり提出します。

記

1 証拠書類

（1）○○○○ 1 通

（2）△△△△ 1 通

2 証拠物

（1）◇◇◇◇ 1 個

なお、提出した物件について、行政不服審査法第 38 条第 1 項に基づき、（審査請求人又は参加人）が閲覧等を行うことは、○○○○及び◇◇◇◇については差し支えないが、△△△△については……より、認めるべきではない。^{（注）}

注 この文は添付書類等の閲覧等に対する意見の内容に沿って適宜変更されたい。

2 処分庁等用

事 務 連 絡

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

(処分庁等) ○○ ○○

当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件の提出について

○年○月○日付けをもって（審査請求人）から提起された、（処分庁）が行った○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載）に対する審査請求（事件名・事件番号がある場合はこれらを記載）に関して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 32 条第 2 項の規定により、当該処分の理由となる事実を証する下記物件を別添のとおり提出します。

記

- 1 ○○○○ 1 通
- 2 △△△△ 1 通
- 3 ◇◇◇◇ 1 個

なお、提出した物件について、行政不服審査法第 38 条第 1 項に基づき、審査請求人又は参加人が閲覧等を行うことは、○○○○及び◇◇◇◇については差し支えないが、△△△△については……により、認めるべきではない。^(注)

注 この文は添付物件の閲覧等に対する意見の内容に沿って適宜変更されたい。

〔様式例第40号〕 提出書類等預かり証

提出書類等預かり証^(※1)

○年○月○日

(提出書類等の提出者) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

(処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に関して、下記のとおり、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 32 条第 1 項の規定による証拠書類及び証拠物^(注2) を預かりました。

記

- 1 ○○○○ 1 通
- 2 △△△△ 1 通
- 3 ◇◇◇◇ 1 個

注 この預かり証は、審査庁が提出書類等を貴殿に返還するときが必要となりますので、それまで大切に保管してください。

注 1 提出者が、提出物について返還を要しない旨を示している場合は、必要に応じて、受領証として用いる。この場合、本文中の提出物を預かった旨の記載は修正する。

注 2 提出物に応じて、根拠条文及び物件名を適宜変更すること。

〔様式例第41号〕 証拠書類等提出通知書

1 証拠書類等

事 務 連 絡

○年○月○日

(審査請求人・参加人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

証拠書類等の提出について (通知)

(処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に関して、(提出者) から、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 32 条第 1 項の規定により、下記のとおり証拠書類及び証拠物が提出されたので、通知します。

記

1 証拠書類

(1) ○○○○ 1 通

(2) △△△△ 1 通

2 証拠物

(1) ◇◇◇◇ 1 個

2 事実を証する書類その他の物件

事 務 連 絡

○年○月○日

(審査請求人・参加人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

証拠書類等の提出について (通知)

(処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に関して、(処分庁等) から、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 32 条第 2 項の規定により、下記のとおり物件が提出されたので、通知します。

記

- 1 ○○○○ 1 通
- 2 △△△△ 1 通
- 3 ◇◇◇◇ 1 個

〔様式例第42号〕証拠書類等（物件）提出記録書

証拠書類等（物件）提出記録書		
提出物の名称	1. ○○○○（別添1） 2. △△△△（別添2（写し））	
提出者	住所・居所	A県B市C町100番地
	氏名・名称	○○ ○○
提出日	年 月 日（ ）	
その他事項	1. 審理員は、提出者に対して、○○○○の預かり証（別添1）を交付した。 2. 提出者は、△△△△については、早期返却を希望したため、写しを作成した上で、これを○年○月○日に、配達証明郵便（配達証明書は別添2）により返却した。	

注 行審法33条の物件の提出に係る記録とする場合は「物件提出記録書」とする。

〔様式例第43号〕 物件提出要求実施申立書

物件提出要求申立書

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

審査請求人（参加人） ○○ ○○

下記のとおり物件の提出を求めたいので、行政不服審査法第33条の規定により申し立てます。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^{（注）} についての審査請求
（事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）

2 審査請求の年月日

○年○月○日

3 審査請求人の住所、氏名等

A県B市C町 50 番地

○○ ○○

4 提出を求める物件の名称及び数量

○○○○ ○通（個）

5 提出を求める物件の所有者の住所、氏名等

A県B市C町 100 番地

○○ ○○

6 提出を求める理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第44号〕 物件提出要求申立てに対する回答書

1 承認する場合

事務連絡 ○年○月○日
(申立人) 殿 (様)
審理員 ○○ ○○
物件提出要求の申立てについて (通知)
○年○月○日をもって貴殿から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る物件提出要求については、実施することとしたので、通知します。

2 承認しない場合

事務連絡 ○年○月○日
(申立人) 殿 (様)
審理員 ○○ ○○
物件提出要求の申立てについて (通知)
○年○月○日をもって貴殿から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る物件提出の要求については、以下の理由により実施しないこととしたので、通知します。
理由 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〔様式例第45号〕 物件提出要求書及び回答書

1 物件提出要求書

事務連絡

○年○月○日

(物件の所持人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

物件の提出について (依頼)

審査請求の審理のために必要がありますので、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 33 条の規定により、下記のとおり物件の提出をお願いします。つきましては、同封の物件提出依頼回答書に、必要な事項を記載して、○年○月○日までにお送りください。

また、物件の提出に際しては、物件送付通知書 (同封の様式を参照願います。) を添付してください。

記

1 審査請求

○年○月○日付けをもってした○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求

(事件名や事件番号を定めている場合は、これらを併せて記載)

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名

A県B市C町 50 番地

○○ ○○

3 提出を求める物件の名称及び数量

○○○○ ○通

4 提出を求める物件の提出期限

○年○月○日

5 提出を求める物件の提出先

A県A市B一丁目 1 番地

(審理員が通常在席している部署の名称) 審理員 ○○ ○○

連絡先: (上記部署の電話番号、審理員補助者の内線番号、メールアドレス等を記載)

注 提出いただいた物件は、適切に管理し、裁決の後、速やかに返還いたします。また、本件審査請求の審査請求人又は参加人は、この物件について、行政不服審査法第 38 条第 1 項に基づき、閲覧等を求めることができますので、あらかじめご承知ください。なお、物件送付通知書には、この閲覧等に対する貴殿の意見を記入することができます。

2 回答書

物件提出依頼回答書

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

A県B市C町100番地

○○ ○○

○年○月○日付け事務連絡をもって依頼のあった、(処分庁)が行った○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)に対する審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)に係る審理のための物件を提出することについては、下記のとおり回答します。

記

承諾します。

拒否する。

注 一方を消してください。

注 提出者には、審理員において記入ができる部分を記載した回答書を同封する。

〔様式例第46号〕 物件送付通知書

物件送付通知書

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

A県B市C町 100 番地

○○ ○○

○年○月○日付け事務連絡をもって依頼のあった、(処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に関する下記の物件を、行政不服審査法第 33 条の規定により別添のとおり提出します。

記

- 1 ○○○○ 1 通
- 2 △△△△ 1 通
- 3 ◇◇◇◇ 1 個

なお、提出した物件について、行政不服審査法第 38 条第 1 項に基づき、(審査請求人又は参加人) が閲覧等を行うことは、○○○○及び◇◇◇◇については差し支えないが、△△△△については……により、認めるべきではない。

注 提出者には、審理員において記入ができる部分を記載した通知書及びその様式を同封する。なお、通知書については、提出物件の名称及び数量と、提出物件の閲覧等についての意見 (上記なお書き) は空白とする。

〔様式例第47号〕 物件提出等通知書

1 物件の提出があった場合

事務連絡 ○年○月○日	
(審査請求人・参加人) 殿 (様)	
審理員 ○○ ○○	
物件の提出について (通知)	
<p>(処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に関して、(提出者) から、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 33 条の規定により、下記のとおり物件が提出されたので、通知します。</p>	
記	
1	○○○○ 1通
2	△△△△ 1通
3	◇◇◇◇ 1個

2 物件が提出されなかった場合

事務連絡 ○年○月○日	
(申立人) 殿 (様)	
審理員 ○○ ○○	
物件提出要求について (通知)	
<p>○年○月○日をもって、貴殿から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合は併せて記載) に係る物件提出要求については、当該物件の所持人から提出を拒否する旨の通知がありましたので、通知します。</p>	

〔様式例第48号〕 質問申立書

質問申立書

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

審査請求人（参加人） ○○ ○○

下記のとおり審理関係人への質問を求めたいので、行政不服審査法第36条の規定により申し立てます。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^(注) についての審査請求
（事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）

2 審査請求の年月日

○年○月○日

3 審査請求人の住所、氏名等

申立人と同じ

4 質問の対象となる審理関係人

A県B市D町 50 番地

○○ ○○

5 質問事項

(1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

6 質問を必要とする理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第49号〕 質問申立てに対する回答書

1 承認する場合

事務連絡 ○年○月○日
(申立人) 殿 (様)
審理員 ○○ ○○
質問の申立てについて (通知)
○年○月○日をもって貴殿から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る (審理関係人) に対する質問については、実施することとしたので、通知します。

2 承認しない場合

事務連絡 ○年○月○日
(申立人) 殿 (様)
審理員 ○○ ○○
質問の申立てについて (通知)
○年○月○日をもって貴殿から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る (審理関係人) に対する質問については、以下の理由により実施しないこととしたので、通知します。
理由 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〔様式例第50号〕 質問書等及び回答書

1 文書による回答を求める場合の質問書

事務連絡

○年○月○日

(審理関係人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

質問書の送付について

(処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) の審理のために必要がありますので、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 36 条の規定により、下記の質問事項について、○年○月○日までに文書で回答するよう求めます。

記

1 質問事項

(1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注 上記の文書は、同封の回答書様式を参考として、作成してください。

2 期日を開催して質問を行う場合の出席要請書

事務連絡

○年○月○日

(審理関係人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

質問の実施について

(処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) の審理のために必要がありますので、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 36 条の規定により、下記のとおり質問を実施しますので、出席してください。

記

1 実施日時及び場所

○年○月○日 午後○時

○○庁舎第○会議室 (○階)

2 質問事項

(1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3 陳述を聴取する者の氏名等

(審理員が通常在席している部署の名称) 審理員 ○○ ○○

審査請求人 ○○ ○○

参加人 ○○ ○○

3 回答書

回答書

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

審査請求人（参加人）（処分庁等） ○○ ○○

○年○月○日付け事務連絡をもって依頼のあった、(処分庁) が行った○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^(注) に対する審査請求（事件名・事件番号がある場合は併せて記載）に係る質問については、下記のとおり回答します。

記

1 質問事項（1）について

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2 質問事項（2）について

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第51号〕 質問結果記録書

1 書面により回答があった場合

質問結果記録書		
質問書	別添○	
質問書送付日	年 月 日 ()	
回答書	別添○	
回答者 (審査請求人)	住所・居所	A県B市C町50番地
	氏名・名称	○○ ○○
回答書提出日	年 月 日 ()	
その他事項		

2 口頭により質問及び回答を実施した場合

質問結果記録書		
質問実施日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分	
質問実施場所	○○庁舎第○会議室	
質問者	審理員 ○○ ○○	
回答者 ^(注)		
審査請求人	住所・居所	A県B市C町50番地
	氏名・名称	○○ ○○
参加人	住所・居所	A県B市D町30番地
	氏名・名称	○○ ○○ (申立人株式会社○○○ (A県B市D町10番地) の代理人)
処分庁等	所属・氏名	△△部△△課長 △△ △△
	所属・氏名	同課○○係長 □□ □□
質問及び回答の概要	<p>1. 審査請求人○○ ○○から、質問事項……については……という回答を、質問事項……については……という回答を、それぞれ得た。</p> <p>2. 参加人株式会社○○○から、質問事項……については……という回答を、質問事項……については……という回答を、それぞれ得た。</p> <p>3. (処分庁等) から、質問事項……については……という回答を、質問事項……については……という回答を、それぞれ得た。</p> <p>4. 審理員は、審査請求人○○ ○○の申立てにより、参加人株式会社○○○に対して、……という質問を行い、……という回答を得た。</p> <p>5. ……</p>	
その他事項	1. ○年○月○日に、回答者に送付した質問書は別添○、○及び○のとおり。	

注 必要に応じて適宜欄を増減する。

〔様式例第52号〕 参考人陳述等申立書

1 参考人陳述申立書

<h3>参考人陳述申立書</h3>	
○年○月○日	
審理員	○○ ○○ 殿
審査請求人（参加人） ○○ ○○	
下記のとおり参考人の陳述を求めたいので、行政不服審査法第34条の規定により申し立てます。	
記	
1	審査請求の件名 ○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい） ^{（注）} についての審査請求 （事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）
2	審査請求の年月日 ○年○月○日
3	審査請求人の住所、氏名等 A県B市C町 50 番地 ○○ ○○
4	参考人の住所、氏名及び職業 A県B市C町 110 番地 ○○ ○○ （職業）
5	参考人の陳述を必要とする理由 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

2 鑑定申立書

鑑定申立書

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

審査請求人（参加人） ○○ ○○

下記のとおり鑑定を求めたいので、行政不服審査法第34条の規定により申し立てます。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^(注) についての審査請求
（事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）

2 審査請求の年月日

○年○月○日

3 審査請求人の住所、氏名等

A県B市C町 50 番地

○○ ○○

4 鑑定を求める者の住所、氏名及び職業

A県B市C町 120 番地

○○ ○○

（職業）

5 鑑定を必要とする理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

検証申立書

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

審査請求人（参加人） ○○ ○○

下記のとおり検証を求めたいので、行政不服審査法第35条の規定により申し立てます。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^(注) についての審査請求
（事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）

2 審査請求の年月日

○年○月○日

3 審査請求人の住所、氏名等

A県B市C町 50 番地

○○ ○○

4 検証を行う場所の住所等

A県B市C町 130 番地に所在する○○○○

5 検証を必要とする理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

6 検証を希望する日時

○年○月○日 午前○時

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第54号〕 参考人陳述等申立てに対する回答書

1 承認する場合

事務連絡 ○年○月○日
(申立人) 殿 (様)
審理員 ○○ ○○
参考人陳述 (鑑定) の申立てについて (通知)
○年○月○日をもって貴殿から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合は併せて記載) に係る参考人陳述 (鑑定) の要求については、実施することとしたので、通知します。

2 承認しない場合

事務連絡 ○年○月○日
(申立人) 殿 (様)
審理員 ○○ ○○
参考人陳述 (鑑定) の申立てについて (通知)
○年○月○日をもって貴殿から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合は併せて記載) に係る参考人陳述 (鑑定) の要求については、以下の理由により実施しないこととしたので、通知します。
理由 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〔様式例第55号〕 検証申立てに対する回答書

1 承認する場合

事務連絡 ○年○月○日
(申立人) 殿 (様)
審理員 ○○ ○○
検証の申立てについて (通知)
○年○月○日をもって貴殿から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る検証については、実施することとしたので、通知します。なお、検証の日時等については、おって通知します。

2 承認しない場合

事務連絡 ○年○月○日
(申立人) 殿 (様)
審理員 ○○ ○○
検証の申立てについて (通知)
○年○月○日をもって貴殿から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る検証については、以下の理由により実施しないこととしたので、通知します。
理由 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〔様式例第56号〕 検証実施通知書

1 申立人への通知（実施する場合）

事務連絡 ○年○月○日
(申立人) 殿 (様)
審理員 ○○ ○○
検証の実施について（通知）
貴殿から申立てのあった、○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載）についての審査請求（事件名・事件番号がある場合はこれらを記載）に係る検証については、下記によって実施することとしたので、通知します。
また、貴殿は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第35条の規定により、下記検証に立ち会うことができることを、併せて通知します。
記
検証を実施する日時及び場所 ○年○月○日 午後○時 A県B市C町130番地に所在する○○○○

2 申立人への通知（実施できなかった場合）

事務連絡 ○年○月○日
(申立人) 殿 (様)
審理員 ○○ ○○
検証の実施について（通知）
○年○月○日をもって、貴殿から申立てのあった、○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載）についての審査請求（事件名・事件番号がある場合はこれらを記載）に係る検証については、当該検証場所の管理人から拒否する旨の通知があり、これを実施することができなかったため、通知します。

3 その他審理関係人への通知

事 務 連 絡

○年○月○日

(申立人以外の審理関係人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

検証の実施について (通知)

○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に係る検証を下記によって実施することとしたので、通知します。

記

検証を実施する日時及び場所

○年○月○日 午後○時

A県B市C町 130 番地に所在する○○○○

交通費実費

〇〇〇〇

〔本件連絡先〕

(審理員が通常在席している部署の名称) 審理員 〇〇 〇〇

(上記部署の電話番号、審理員補助者の内線番号、メールアドレス等を記載)

注 審理関係人については、参考人陳述への立会いを認める場合に記載する。

交通費及び鑑定の実施に要した経費 実費

〔本件連絡先〕

(審理員が通常在席している部署の名称) 審理員 ○○ ○○

(上記部署の電話番号及び、審理員補助者の内線番号、メールアドレス等を記載)

注1 期限を示して鑑定結果報告書を提出させるという方法によることも差し支えない。

注2 審理関係人については、参考人陳述への立会いを認める場合に記載する。

3 回答書

参考人陳述（鑑定）依頼回答書

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

A県B市C町110番地

○○ ○○

（連絡先 XXXX-XX-XXXX（電話番号））

（連絡先 XXX@XXXX.XX.XX（メールアドレス））

○年○月○日付け事務連絡をもって依頼のあった、(処分庁)が行った○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)に対する審査請求(事件名・事件番号がある場合は併せて記載)に係る審理のための陳述(鑑定)については、下記のとおり回答します。

記

承諾します。

次の条件をつけて承諾します。(条件：(例)聴取日時を○年○月○日午後○時と変更すること。)

拒否する。

注 該当事項を残してあとは消してください。

注 提出者には、審理員において記入ができる部分を記載した回答書を交付する。

〔様式例第58号〕 参考人陳述等実施通知書

事 務 連 絡

○年○月○日

(審理関係人) ○○ ○○ 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

参考人陳述 (鑑定) の実施について (通知)

審査請求人○○ ○○から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合は併せて記載) に係る参考人陳述 (鑑定) については、下記によって実施することとしたので、通知します (する)。

また、貴殿がこの参考人陳述 (鑑定) への立会いを希望する場合、これを認めることとしたので、併せて通知します (する)。

記

開催日時及び場所

○年○月○日 午後○時

A県A市B一丁目1番地 ○○庁舎第○会議室 (○階)

〔様式例第60号〕 検証実施依頼書及び回答書

1 検証実施依頼書

事務連絡

○年○月○日

(検証場所の施設管理者) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

検証のための立入りについて (依頼)

審査請求の審理のために必要がありますので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第35条の規定により、下記のとおり検証のための立入りを承諾されるようお願いいたします。つきましては、同封の検証立入依頼回答書に、必要な事項を記載して、○年○月○日までにお送りください。

記

1 審査請求

○年○月○日付けをもってした○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載）についての審査請求

（事件名や事件番号を定めている場合は、これらを併せて記載）

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名

A県B市C町 50 番地

○○ ○○

3 検証を行う場所の住所等

A県B市C町 130 番地に所在する○○○○

4 検証を行う日時

○年○月○日 午後○時

5 検証を行う者の氏名等^(注2)

(審理員が通常在席している部署の名称) 審理員 ○○ ○○

審理員のほか、(所属及び役職名) の○○ ○○が、審理員の検証を補助する者として立ち入る。

6 立会人の住所及び氏名

A県B市D町 50 番地

○○ ○○

〔本件連絡先〕

(審理員が通常在席している部署の名称) 審理員 ○○ ○○

(上記部署の電話番号、審理員補助者の内線番号、メールアドレス等を記載)

2 回答書

検証立入依頼回答書

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

A県B市C町110番地

○○ ○○

(連絡先 XXXX-XX-XXXX (電話番号))

(連絡先 XXX@XXXX.XX.XX (メールアドレス))

○年○月○日付け事務連絡をもって依頼のあった、(処分庁)が行った○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)に対する審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)に係る検証のための立入りについては、下記のとおり回答します。

記

承諾します。

次の条件をつけて承諾します。(条件：(例) 検証日時を○年○月○日午後○時と変更すること。)

拒否する。

注 該当事項を残してあとは消してください。

注 提出者には、審理員において記入ができる部分を記載した回答書を交付する。

〔様式例第61号〕参考人陳述等結果通知書

1 実施した場合

		事務連絡
		○年○月○日
(申立人) 殿 (様)		
		審理員 ○○ ○○
参考人陳述 (鑑定) の実施について (通知)		
○年○月○日をもって、貴殿から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合は併せて記載) に係る参考人陳述 (鑑定) については、下記によって実施したので、通知します。		
記		
聴取 (鑑定結果報告) の実施日時及び場所 ^(注)		
○年○月○日 午後○時		
A県A市B一丁目1番地 ○○庁舎第○会議室 (○階)		

注 期限を示して鑑定結果報告書を提出させた場合は、同報告書の提出日時を記載する。

2 実施しなかった場合

		事務連絡
		○年○月○日
(申立人) 殿 (様)		
		審理員 ○○ ○○
参考人陳述 (鑑定) の実施について (通知)		
○年○月○日をもって、貴殿から申立てのあった、○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合は併せて記載) に係る参考人陳述 (鑑定) については、参考人 (鑑定人) から拒否する旨の通知があり、これを実施することができなかつたので、通知します。		

〔様式例第62号〕 参考人陳述聴取結果記録書

参考人陳述聴取結果記録書		
聴取実施日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分	
聴取実施場所	〇〇庁舎第〇会議室	
聴取者	審理員 〇〇 〇〇	
参考人	住所・居所	A県B市C町110番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇 (職業: 〇〇)
その他出席者 ^(注)		
審査請求人	住所・居所	A県B市C町50番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇
参加人	住所・居所	A県B市D町30番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇 (申立人株式会社〇〇〇 (A県B市D町10番地) の代理人)
参考人陳述の概要	1. 審査請求人〇〇 〇〇が主張する……の利益が侵害されることについては、……の理由により明白であること。 2. (処分庁等) が主張する……については、……の点で誤りがあり、事実と相違していること。 3. ……	
その他事項	1. 審理員は、参加人株式会社〇〇〇の要望を踏まえ、参考人に対して、……という質問を行い、……という回答を得た。 2. 審理員は、行政不服審査法第33条の規定により、参考人に対して、陳述内容及び上記1の回答の根拠を記載した文書を提出するよう、要請した。 3. ……	

注 必要に応じて適宜欄を増減する。

〔様式例第63号〕 鑑定結果聴取記録書

鑑定結果聴取記録書		
聴取実施日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分	
聴取実施場所	〇〇庁舎第〇会議室	
聴取者	審理員 〇〇 〇〇	
鑑定人	住所・居所	A県B市C町120番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇 (職業: 〇〇)
その他出席者 ^(注)		
審査請求人	住所・居所	A県B市C町50番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇
参加人	住所・居所	A県B市D町30番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇 (申立人株式会社〇〇〇 (A県B市D町10番地) の代理人)
鑑定結果の概要	1. 別添鑑定結果報告書に基づき、審査請求人〇〇 〇〇が主張する………について、 鑑定の結果、………であることが判明したことを説明。 2. ……	
その他事項	1. 審理員は、参加人株式会社〇〇〇の要望を踏まえ、鑑定人に対して、………とい う質問を行い、………という回答を得た。 2. ……	

注 必要に応じて適宜欄を増減する。

〔様式例第64号〕 検証結果記録書

検証結果記録書		
検証実施日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分	
検証場所	住所	A県B市C町130番地
	名称	〇〇〇〇
検証実施者	審理員 〇〇 〇〇	
立会人 ^(注)		
審査請求人 (申立人)	住所・居所	A県B市C町50番地
	氏名・名称	〇〇 〇〇
施設管理者	住所	A県B市C町130番地
	氏名	〇〇 〇〇
検証結果の概要	1. 〇〇〇〇が……であることを確認した。 2. 1の状態について、施設管理者の許可を得て、撮影を行った(別添〇)。	
その他事項	当該施設及び周辺の様子は別添図〇のとおり。	

注 必要に応じて適宜欄を増減する。

〔様式例第65号〕 提出書類等閲覧等請求書

提出書類等閲覧等請求書

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

審査請求人（参加人） ○○ ○○

行政不服審査法第38条第1項の規定により、○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^(注1) についての審査請求（事件名・事件番号がある場合はこちらを記載してもよい）の審理手続において提出された下記の書類の閲覧及び写し等の交付^(注2) を求めます。

記

1 閲覧を求める提出書類等^(注2)

- (1) (処分庁等) が提出した○○○○及び○○○○
- (2) 参考人○○ ○○が提出した○○○○、△△△△及び◇◇◇◇
- (3) 参考人△△ △△が提出した○○○○

2 写し等の交付を求める提出書類等^(注2)

- (1) (処分庁等) が提出した△△△△、△△△△、△△△△及び△△△△
- (2) 上記1の閲覧時に私が写し等の交付の必要があると判断した提出書類等

3 交付の方法等

上記2の提出書類等については、用紙の片面にカラーで複写又は出力したものの交付を求めます。また、これらの写し等については、送付による交付を求めます。^(注2)

4 提出書類等の写しの交付等に係る手数料の減免について^(注3)

私は、以下の理由により、提出書類等の写しの交付等に係る手数料を納付する資力がいないため、行政不服審査法施行令第13条第2項の規定による当該手数料の減免を併せて申請します。

(1) 理由

私は、生活保護法に基づく扶助を受ける必要がある程度に、経済的に困難な状況にあるため。

(2) 添付書類（手数料を納める資力がいない事実を証明する書面）

生活保護法に基づく保護決定通知書の写し 1通

注1 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号) の処分」という記載をすることも差し支えない。

注2 請求内容によって適宜記載を取捨選択すること。

注3 提出書類等の写しの交付等に係る手数料の減免を申請する場合に記載すること。また、理由及び添付書類についての記載は一例である。

〔様式例第66号〕提出書類等の閲覧等に関する意見聴取書等

1 意見聴取書

事務連絡

○年○月○日

(提出書類等の提出者) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

提出書類等の閲覧等について

○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)についての審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)に関して、(審査請求人又は参加人)○○ ○○から、貴殿(貴庁)の提出書類等について、下記のとおり閲覧及び写し等の交付^(注)の請求を受けたことから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第2項の規定により、当該閲覧及び写し等の交付を行うことについての貴殿の意見を聴取するので、同封の回答書に必要な事項を記載して、○年○月○日までに提出してください(すること)。

なお、閲覧等の請求に対する審理員の判断が、貴殿(貴庁)の意見と異なる場合があることを御承知おきください(留意すること)。

記

- 1 閲覧の請求があった提出書類等^(注)
○○○○、△△△△及び◇◇◇◇
- 2 写し等の交付の請求があった提出書類等^(注)
上記1の閲覧時に謄写の必要があると判断した提出書類等

注 請求内容によって適宜記載を取捨選択すること。

2 回答書

事務連絡

○年○月○日

審理員 ○○ ○○ 殿

審査請求人（参加人）（処分庁等） ○○ ○○

提出書類等の閲覧等について（回答）

○年○月○日付け事務連絡をもって照会のあった、（処分庁）が行った○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）^(注)に対する審査請求（事件名・事件番号がある場合はこれらを記載してもよい）に関して、（審査請求人又は参加人）○○ ○○から請求のあった、私（当庁）の提出書類等に対する閲覧及び写し等の交付についての意見を、下記のとおり回答します。

記

1 ○○○○

閲覧及び写し等の交付を行うことは差し支えない。

2 △△△△

閲覧及び写し等の交付を行うことは、・・・により、認めるべきではない。ただし、△△△△のうち、□□□□に関する箇所（別添参照）を除いた部分については、閲覧等を行うことは差し支えない。

3 ◇◇◇◇

閲覧を行うことは差し支えない。また、本提出書類等は証拠物であり写し等の交付はできないが、これを撮影することは差し支えない。

注 処分の特定に問題がない場合には、「（処分の決定書等の文書番号）の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第67号〕提出書類等閲覧等請求についての回答書

事務連絡

○年○月○日

(請求者) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

提出書類等の閲覧等の求めについて (通知)

○年○月○日に貴殿から提出された、(審査請求人) による (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを併せて記載) に係る提出書類等の閲覧等^(注1)の求めについては、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 閲覧について^(注1)

(1) (処分庁等) が提出した○○○○及び○○○○について

いずれも、閲覧を認める。

(2) 参考人○○ ○○が提出した○○○○、△△△△及び◇◇◇◇について

○○○○及び◇◇◇◇は閲覧を認める。

△△△△については……の理由により閲覧を認めない。ただし、前述の理由に該当する部分を除いて作成した写しの閲覧は認める。

(3) 参考人△△ △△が提出した○○○○について

いずれも閲覧を認める。

2 写し等の交付について^(注1)

(1) (処分庁等) が提出した△△△△、△△△△、△△△△及び△△△△

いずれも、写し等の交付等を認める。

(2) 写し等の交付の申請において明示されていなかった提出書類等

申請時に「閲覧時に私が写し等の交付の必要があると判断した提出書類等」との記載により、対象が明示されていなかった提出書類等に対して、写し等の交付の請求があった場合は、次のとおりとする。

(処分庁等)、参考人△△ △△が提出した書類及び参考人○○ ○○が提出した○○○○については、いずれも、写し等の交付を認める。また、参考人△△ △△が提出した◇◇◇◇は証拠物であり写し等の交付はできないが、これを撮影することを認める。

参考人△△ △△が提出した△△△△については……の理由により写し等の交付を認めない。ただし、前述の理由に該当する部分を除いて作成した写し等の交付は認める。

3 閲覧及び写し等の交付を実施する日時及び場所について^(注1)

(1) 閲覧

○年○月○日 午前○時～午前○時

東京都千代田霞が関○丁目○-○ 中央合同庁舎第○号館第○会議室 (○階)

(上記時間内に全ての書類の閲覧が終了しなかった場合は、翌日の午前○時～午前○時に、同じ場所において、残りの書類の閲覧を行うものとする。)^(注2)

(2) 写し等の交付^(注3)

申請時に写し等の交付の請求があった提出書類については、写し等の交付の申請において明示されていなかった提出書類等のうち、上記閲覧の終了後、写し等の交付の請求があったものとあわせて、貴殿の住所に郵送する。

4 写し等の交付に係る手数料及び納付方法について^(注1)

(1) 写し等の交付手数料等

申請時に明示のあった処分庁等の提出書類等 ○○○○円

写し等の交付の申請において明示されていなかった提出書類等について、写し等の交付を認めることとした全ての提出書類等の写し等の交付を行う場合 ○○○○円

上記の全ての写し等の郵送による交付を希望する場合の送付に要する費用 ○○○○円

(2) 納付方法^(注4)

○年○月○日に交付する提出書類等謄写交付手数料納付書の収入印紙貼付欄に、確定後の交付手数料に相当する収入印紙を貼付する。また、写し等の送付に要する費用については、送料に相当する切手等を同封する。

5 提出書類等の写しの交付等に係る手数料の減免について^(注5)

申請のあった、提出書類等の写しの交付等に係る手数料の減免については、上記の手数料から最大 2,000 円を減額する^(注6) (……の理由によりこれを認めない)。

注1 請求内容によって適宜記載を取捨選択すること。

注2 閲覧対象となる提出書類等が大量であり、閲覧期間の延長が予想される場合に記載する。

注3 この記載は、写し等の送付による交付を求められた場合のものである。

注4 本様式記載の納付方法は国の機関が審査庁である場合の一例であり、審査庁が定める納付方法に応じて、適宜記載を変更されたい。

注5 提出書類等の写しの交付等に係る手数料の減免の申請があった場合に記載すること。

注6 手数料の総額が減額の金額以下となる場合は、「上記の手数料を免除する。」と記載する。

〔様式例第68号〕 提出書類等の写しの交付手数料納付書

提出書類等謄写手数料納付書

○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿

審査請求人 (参加人) ○○ ○○

○年○月○日付け審理員○○ ○○発「提出書類等の閲覧等の求めについて (通知)」により認められた、下記の書類等の写し等の交付に係る手数料として、下記の金額を収入印紙^(注1)により納付します。

記

1 納付金額^(注2)

○○○○円

2 交付対象書類及び枚数^(注2)

(1) ○○○○ ○枚

(2) ○○○○ ○枚

⋮

収入印紙貼付欄^(注1)

注1 この記載は、審査庁が国の機関が審査庁で「収入印紙」を納付方法とする場合の例である。審査庁が定める納付方法に応じて、適宜記載を変更されたい。

注2 納付金額、交付対象書類、枚数は、審理員において記入し、請求者に確認を求める。なお、請求者が写し等の送付を希望する場合には、送料についても請求者に別途伝達し、確認を求める。

〔様式例第69号〕 審理手続併合等通知書

事務連絡

○年○月○日

(審理関係人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

審理手続の併合について (通知)

下記の審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 39 条の規定により、これらを併合することとしたので、通知します (する)。

記

1 審理手続を併合する審査請求

(1) 審査請求の件名

(処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求
(事件名や事件番号を審理関係人に通知している場合は、これらを記載)

(2) 審査請求人の住所又は居所及び氏名

A県B市C町 50 番地

○○ ○○

(3) 審査請求の年月日

○年○月○日

2 審理手続を併合する審査請求

(※ 以下、審査請求ごとに上記 1 と同様の内容を記載する)

3 審理手続を併合する審査請求

⋮

〔様式例第70号〕 審理手続分離通知書

事務連絡

○年○月○日

(審理関係人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

審理手続の分離決定について (通知)

○年○月○日付け文書をもって通知した、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 39 条の規定により併合した審理手続から、下記の審査請求に係る審理手続を分離することとしたので、通知します (する)。

記

1 審理手続を分離する審査請求

(1) 審査請求の件名

(処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求
(事件名や事件番号を審理関係人に通知している場合は、これらを記載)

(2) 審査請求人の住所又は居所及び氏名

A 県 B 市 C 町 50 番地

○○ ○○

(3) 審査請求の年月日

○年○月○日

2 審理手続を分離する審査請求

(※ 以下、審査請求ごとに上記 1 と同様の内容を記載する)

3 審理手続を分離する審査請求

⋮

〔様式例第71号〕 執行停止についての意見書

執行停止についての意見書

○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿

審理員 ○○ ○○

○年○月○日に提出された、(審査請求人) からの (処分庁) が行った○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) に対する審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) に関して、下記のとおり当該処分の執行停止をすべきであると認められるので、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 40 条の規定に基づき、執行停止をすべき旨の意見書として提出する。

記

1 必要と認める執行停止の内容

本件審査請求の裁決があるまで、当該処分の全部の執行を停止すること。^(注)

2 執行停止すべきである理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注 上記の記載内容は一例である。

〔様式例第72号〕 審理員意見書等提出予定時期通知書

事務連絡

○年○月○日

(審理関係人) 殿 (様)

審理員 ○○ ○○

審理手続の終結等について (通知)

○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) についての審理手続を終結したので、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 41 条第 3 項の規定により通知します (する)。

また、同項の審理員意見書及び事件記録を (審査庁) に提出する予定時期は、○年○月○日としたので、併せて通知します (する)。

〔様式例第73号〕 行政不服審査会等への諮問に関する申出についての注意喚起書

1 審査請求人用

事 務 連 絡

○年○月○日

(審査請求人) 殿 (様)^(注1)

審理員 ○○ ○○

行政不服審査会等への諮問に関する申出について

本件審査請求について、(審査庁) は、審理員意見書の提出後、(行政不服審査会等の名称) に諮問を行うこととなっておりますが、貴殿がこの諮問を希望しない場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 43 条第 1 項第 4 号に規定する申出をすることができます。

貴殿が、上記の申出を行う場合は、別添の様式^(注2)を参考に申出書を作成し、(審査庁) に提出いただきますようお願いいたします。

注 1 本状は、行審法 43 条 1 項 4 号の行政不服審査会等への諮問に関する申出をしていない審査請求人に対して審理員意見書等提出予定時期通知書〔様式例第 72 号〕を送付する際に同封する。

注 2 別添の様式とは、行政不服審査会等への諮問に関する申出書〔様式例第 75 号〕の 1 である。

2 参加人用（審査請求人が行審法43条1項4号の申出をしている場合）

事 務 連 絡

○年○月○日

（参加人）殿（様）^{（注1）}

審理員 ○○ ○○

行政不服審査会等への諮問に関する申出について

本件審査請求については、（審査請求人）から、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項第4号の規定により、（行政不服審査会等の名称）への諮問を希望しない旨の申出がされています。

貴殿が、上記の審査請求人による申出に反対する場合は、別添の様式^{（注2）}を参考に申出書を作成し、（審査庁）に提出いただきますようお願いいたします。

注1 本状は、審査請求人が行審法43条1項4号の行政不服審査会等への諮問に関する申出をしており、かつ、参加人が上記規定の申出をしていない場合に、当該参加人に対して審理員意見書等提出予定時期通知書〔様式例第72号〕を送付する際に同封する。

注2 別添の様式とは、行政不服審査会等への諮問に関する申出書〔様式例第75号〕の2である。

3 参加人用（審査請求人が行審法43条1項4号の申出をしていない場合）

事 務 連 絡

○年○月○日

（参加人）殿（様）^{（注1）}

審理員 ○○ ○○

行政不服審査会等への諮問に関する申出について

本件審査請求について、（審査庁）は、審理員意見書の提出後、（行政不服審査会等の名称）に諮問を行うこととなっておりますが、（審査請求人）がこの諮問を希望しない場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項第4号の規定する申出により、（行政不服審査会等の名称）への諮問を行わないこととなります。

貴殿が、審査請求人から上記の申出がされた場合において、これに反対する場合は、別添の様式^{（注2）}を参考に申出書を作成し、（審査庁）に提出いただきますようお願いいたします。

注1 本状は、審査請求人及び参加人がともに行審法43条1項4号の行政不服審査会等への諮問に関する申出をしていない場合に、当該参加人に対して審理員意見書等提出予定時期通知書〔様式例第72号〕を送付する際に同封する。

注2 別添の様式とは、行政不服審査会等への諮問に関する申出書〔様式例第75号〕の2である。

審理員意見書

(ポイント)

- ・ 審査庁から通知された事件番号を文書番号とともに記載することが望ましい。

(例) 事件番号令和○年度○号

文書番号令和○年度○号

提出日 ○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿

審理員 ○○ ○○

(例)

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条 2 項の規定に基づき、審査請求人○○ ○
○が○年○月○日に審査請求を行った、○○法第○条に基づく処分庁○○による○○処分につい
ての、審査庁がすべき裁決に関する審理員意見書を提出する。

(ポイント)

- ・ いかなる法令（法令名及び条項まで記載）に基づいた処分なのか明示する。

第 1 事案の概要等

1 事案の概要

(例)

本件は、○○（処分庁）が審査請求人に対して○年○月○日付けで行った○○法第○条第○項
の規定による○○処分に対し、審査請求人が、この処分は、○○である等と主張して、処分の取
消しを求める事案である。

(ポイント)

- ・ 3行～5行くらいで、端的にまとめる。
- ・ 誰が、どの法規に基づいて、どのような処分を行い、審査請求人がどのような理由に基づいて、
どのような主張をしているかを記載する。

(2 手続の特記事項)

(例) 審理手続の併合

行政不服審査法第 39 条に基づき、○○法第○条に基づく処分庁○○による○○処分について
の審査請求（事件番号○○）に関する審理手続及び○○法第○条に基づく処分庁○○による○○
処分についての審査請求（事件番号○○）に関する審理手続を併合した。

(ポイント)

- ・ 審理手続の併合又は分離等を行なった場合には、対象となる審査請求を明らかにした上で、審理

員意見書の冒頭に記載する。

第2 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

（例）

〇〇法第〇条は、……と規定する。また、〇〇法施行規則第〇条は、……と規定する。〇〇処分の処分基準として、〇〇要綱には、……と定められている。

（ポイント）

- ・ 原処分の内容及び理由を明らかにするために、根拠となった法律及び政省令、要綱の名称、条項及びその概要だけでなく、審査（処分）基準も記載する必要がある。
- ・ 根拠法令等に改正が行われていて、当該改正前の定めが本件処分に適用される場合には、その旨を明確にする必要がある。

2 処分の内容及び理由

（例）

処分庁においては、〇〇という証拠から、～といった事実を認定し、〇〇法第〇条及び上記処分（審査）基準に当てはめた結果、〇〇法第〇〇条に基づきAは〇〇に該当すると判断し、査請求人に対して〇〇処分を行なった。

（ポイント）

- ・ 処分庁において、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを客観的に記載する。

3 審理手続の経過

（例）

〇年〇月〇日、審査請求人は、行政不服審査法第2条に基づいて、〇年〇月〇日に〇〇（処分庁）によって行われた〇〇処分に対する審査請求を行った。

〇年〇月〇日、審理員が指名された。

〇年〇月〇日、〇〇（処分庁）より弁明書が提出された。

〇年〇月〇日、審査請求人より反論書が提出された。

〇年〇月〇日、審査請求人からの申立てにより、口頭意見陳述を実施した。

・・・

（ポイント）

- ・ 審査請求が行われてからの経過を記載する。

第3 審理関係人の主張の要旨

（1）審査請求人の主張の要旨

（ポイント）

- ・ 審査請求書や反論書（意見書）の記載の要約を記載する。
- ・ 審査請求人の主張と事実を混同せずに、区別して記載する。
- ・ 審査請求書に書かれた事項について、必要十分な内容を引用するように努める。特に、審査請求

人の主張が十分に示される形となるよう留意する。

(2) 処分庁の主張の要旨

(ポイント)

- ・ 弁明書の記載の要約を記載する。
- ・ 処分庁の主張と事実を混同せずに、区別して記載する。
- ・ 要件充足性を満たしていることを記載する。

第4 論点整理

(例)

- ・ 本件処分は、本件処分を行う基準のうち、〇〇と〇〇という点については、〇〇（客観的な証拠・事実）から明らかであり、審査請求人も争っていない。一方、〇〇については、基準に該当するか否かが直ちに明らかとまではいえず、審査請求人も争っているため、この点について判断する必要がある。
- ・ 本件申請は、審査基準のうち、〇〇～〇〇については、〇〇（客観的な証拠・事実）から、該当しないことが明らかである。該当し得るものとしては、〇〇であり、この点について、本件申請の該当の有無について判断する必要がある。

(ポイント)

- ・ 論点になる内容とその理由を記載する。
- ・ 審理関係人の主張を踏まえた論点を整理した上で、不足する論点は審理員が追加する。
- ・ 不服申立手続では職権探知主義を採用するので、審理関係人の主張以外にも、必要な論点がないか留意する。
- ・ 「本件の論点は、本件処分に違法又は不当な点があるか否かである」といった論点整理は不適切である。

第5 審理員意見書の理由

1 審理員が認定した事実

(ポイント)

- ・ 「第4 論点整理」において整理した論点に関して、審理員が認定した事実について証拠を含めて書く。

2 論点に対する判断

(例)

本件審査請求の論点は、第4で記載したとおり、審査請求人が主張する〇〇という事実が、要領に規定する「やむを得ない事由」に該当するか否かである。この点、1で認定した事実を〇〇という基準に当てはめると、上記事実は「やむを得ない事由」に該当するといえない。これらのことから、処分庁が行った〇〇という処分は、適法（又は違法）なものと考えられる。

(ポイント)

- ・ 処分の根拠法令に対応する論点についての該当性等を書く。

(例)

最判○年○月○日によれば、……。

(ポイント)

- ・論点の検討に際して審理員が参考にした裁判例がある場合には、審査請求の事案と関連すると思われる裁判例の事案の類似性や当該裁判例が持つ意味を十分に吟味した上で、必要に応じて関連裁判例として挙げることも考えられる。

第6 結論

(例)

- ・上記のとおり、本件処分は違法（又は不当）である。そのため、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、取り消されるべきである。また、裁決に併せ、行政不服審査法第46条第2項第2号の規定により、本件申請を認可する旨の処分をすることが適当である。
- ・上記のとおり、本件処分には違法又は不当な点はない。そのため、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

(ポイント)

- ・端的に記載する。

(第7 付言)

(例)

法第○条の趣旨は、……にあると解される。上記処分は、法の趣旨を踏まえ、……ことが望まれる。

(ポイント)

- ・付言を付す場合には、項目を設けて処分庁や審査庁や審査会に伝わりやすいようにする。

注1 各欄の記載は一例である。

注2 審理員が複数名指名されている場合は、全員を連記することが望ましい。

注3 認定した事実ごとに認定の根拠とした資料（事件記録等）の該当箇所を示すなどして、認定した事実とその裏付けとなる資料との関係を明らかにすることに留意する。

〔様式例第75号〕 行政不服審査会等への諮問に関する申出書

1 審査請求人による申出書

(行政不服審査会等の名称) への諮問についての申出書

○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿

審査請求人 ○○ ○○

私は、下記の審査請求に係る(行政不服審査会等の名称)への諮問を希望しないので、行政不服審査法第43条第1項第4号の規定により、その旨の申出をします。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)^(注)についての審査請求
(事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい)

2 審査請求の年月日

○年○月○日

3 審査請求人の住所、氏名等

申出人と同じ

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。

2 参加人による申出書

(行政不服審査会等の名称) への諮問についての申出書

○年○月○日

(審査庁) ○○ ○○ 殿

参加人 ○○ ○○

私は、下記の審査請求に係る(行政不服審査会等の名称)への諮問をしないことについて反対する^(注1)ので、行政不服審査法第43条第1項第4号の規定により、その旨の申出をします。

記

1 審査請求の件名

○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)^(注2)についての審査請求
(事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい)

2 審査請求の年月日

○年○月○日

3 審査請求人の住所、氏名等

A県B市C町50番地

○○ ○○

注1 審査請求人が行政不服審査会等への諮問を希望しない旨の申出をしていない段階で、参加人が当該申出があった場合でもこれに反対することを申し出る場合は、「諮問を審査請求人が希望しない場合、これについて反対する」と記載する。

注2 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。

〔様式例第76号〕 行政不服審査会等への諮問についての通知書

事務連絡

○年○月○日

(審理関係人) 殿 (様)

(審査庁) ○○ ○○

(行政不服審査会等の名称) への諮問等について (通知)

○○に関する処分 (当該処分の文書番号がある場合は併せて記載) についての審査請求 (事件名・事件番号がある場合はこれらを記載) について、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 43 条第 1 項の規定により、(行政不服審査会等の名称) に諮問をしたので、同条第 3 項の規定により、通知するとともに、審理員意見書の写しを送付します (する)。

注 審理員意見書の写しを添付する (併せて諮問書の写しを添付してもよい)。

4 裁決書関係

〔様式例第77号〕 裁決書標準様式

裁決書

(ポイント)

- ・ 審査庁が付した事件番号を文書番号とともに記載することが望ましい。

(例) 事件番号令和○年度○号
文書番号令和○年度○号
裁決日 ○年○月○日

○○県○○市○○○○
審査請求人 ○○ ○○

処分庁 ○○

(例)

審査請求人○○ ○○が○年○月○日に提起した処分庁○○による○○法第○条に基づく○
○処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

(ポイント)

- ・ いかなる法令（法令名及び条項）に基づいた処分なのか明示する。

主 文

(例)

- ・ 本件審査請求に係る処分を取り消す。
審査請求人に対して、行政不服審査法第46条2項1号に基づき、○○処分をすべきである。
- ・ 本件審査請求を棄却（却下）する。
- ・ 法第○条の趣旨は、・・・にあると解される。本件処分は、法の趣旨を踏まえ、・・・ことが望まれる。（付言）

(ポイント)

- ・ 行審法50条1項に基づく記載事項である。
- ・ 行審法46条及び47条の規定を用いる際には、行審法の根拠条文を記載する。
- ・ 付言を付す場合には、項目を設けるとともに、結論に記載することで処分庁に伝わりやすくなる。

第1 事案の概要等

1 事案の概要

(例)

本件は、〇〇（処分庁）が審査請求人に対して〇年〇月〇日付けで行った〇〇法第〇条第〇項の規定による〇〇処分に対し、審査請求人が、この処分は、〇〇である等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

（ポイント）

- ・ 行審法 50 条 1 項に基づく記載事項である。
- ・ 3 行～5 行くらいで、端的にまとめる。
- ・ 誰が、どの法規に基づいて、どのような処分を行い、審査請求人がどのような理由に基づいて、どのような主張をしているか、を記載する。

（2） 手続の特記事項）

（例） 審理手続の併合

行政不服審査法第 39 条に基づき、〇〇法第〇条に基づく処分庁〇〇による〇〇処分についての審査請求（事件番号〇〇）に関する審理手続及び〇〇法第〇条に基づく処分庁〇〇による〇〇処分についての審査請求（事件番号〇〇）に関する審理手続を併合した。

（例） 調査審議の併合

行政不服審査法施行令第 21 条に基づき、〇〇法第〇条に基づく処分庁〇〇による〇〇処分についての審査請求（事件番号〇〇）の調査審議及び〇〇法第〇条に基づく処分庁〇〇による〇〇処分についての審査請求（事件番号〇〇）の調査審議の手続を併合した。

（ポイント）

- ・ 審理過程において、審理手続の併合若しくは分離又は調査審議の併合若しくは分離を行なった場合には、対象となる審査請求を明らかにした上で、裁決書の冒頭に記載する。

第 2 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

（例）

〇〇法第〇条は、……と規定する。また、〇〇法施行規則第〇条は、……と規定する。〇〇処分の処分基準として、〇〇要綱には、……と定められている。

（ポイント）

- ・ 原処分内容及び理由を明らかにするために、根拠となった法律及び政省令、要綱の名称、条項及びその概要だけでなく、審査（処分）基準も記載する必要がある。
- ・ 根拠法令等に改正が行われていて、当該改正前の定めが本件処分に適用される場合には、その旨を明確にする必要がある。

2 処分の内容及び理由

（例）

処分庁においては、〇〇という証拠から、～といった事実を認定し、〇〇法第〇条及び上記処分（審査）基準に当てはめた結果、〇〇法第〇〇条に基づき A は〇〇に該当すると判断し、査請求人に対して〇〇処分を行なった。

（ポイント）

- ・ 処分庁において、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを客

観的に記載する。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

(例)

○年○月○日、審査請求人は、行政不服審査法第2条に基づいて、○年○月○日に○○（処分庁）によって行われた○○処分に対する審査請求を行った。

○年○月○日、審理員が指名された。

○年○月○日、○○（処分庁）より弁明書が提出された。

○年○月○日、審査請求人より反論書が提出された。

○年○月○日、審査請求人からの申立てにより、口頭意見陳述を実施した。

○年○月○日、審理員より審理員意見書が提出された。

○年○月○日、審査会において審議を行った。

○年○月○日、審査庁において審議を行った。

・・・。

(ポイント)

- ・審査請求が行われてからの経過を記載する。

第3 審理関係人の主張の要旨

(ポイント)

- ・行審法 50 条 1 項に基づく記載事項である。

(1) 審査請求人の主張

(ポイント)

- ・審査請求人の主張と事実を混同せずに、区別して記載する。
- ・審査請求書に書かれた事項について、必要十分な内容を引用するように努める。特に、審査請求人の主張が十分に示される形となるよう留意する。

(2) 処分庁の主張の要旨

(ポイント)

- ・処分庁の主張と事実を混同せずに、区別して記載する。
- ・要件充足性を満たしていることを記載する。

第4 論点整理

(例)

- ・本件処分は、本件処分を行う基準のうち、○○と○○という点については、○○（客観的な証拠・事実）から明らかであり、審査請求人も争っていない。一方、○○については、基準に該当するか否かが直ちに明らかとまではいえず、審査請求人も争っているため、この点について判断する必要がある。
- ・本件申請は、審査基準のうち、○○～○○については、○○（客観的な証拠・事実）から、該当しないことが明らかである。該当し得るものとしては、○○であり、この点について、本件申請の該当の有無について判断する必要がある。

(ポイント)

- ・論点になる内容とその理由を記載する。
- ・審理関係人の主張を踏まえた論点を整理した上で、不足する論点は審理員が追加する。
- ・不服申立手続では職権探知主義を採用するので、審理関係人の主張以外にも、必要な論点がないか留意する。
- ・「本件の論点は、本件処分に違法又は不当な点があるか否かである」といった論点整理は不適切である。

第5 裁決の理由

(ポイント)

- ・行審法 50 条 1 項に基づく記載事項である。

1 審査庁が認定した事実

(ポイント)

- ・「第4 論点整理」において整理した論点に関して、認定した事実を証拠を含めて書く。
- ・答申書が提出された後に職権で調査をした事実及びそれによって認定した事実がある場合には、その旨及び内容を記載する。

2 論点に対する判断

(例)

本件審査請求の論点は、第4で記載したとおり、審査請求人が主張する〇〇という事実が、要領に規定する「やむを得ない事由」に該当するか否かである。この点、処分庁から提出された〇〇によれば、上記事実が「やむを得ない事由」に該当するということはできない。したがって、処分庁が行った〇〇という処分に違法又は不当な点はない。

(ポイント)

- ・まず論点を明確に示す。
- ・処分の根拠法令に対応する論点についての該当性等を書く。

(例)

最判〇年〇月〇日によれば、・・・。

(ポイント)

- ・論点の検討に際して審査庁（審理員）が参考にした裁判例がある場合には、審査請求の事案と関連すると思われる裁判例の事案の類似性や当該裁判例が持つ意味を十分に吟味した上で、必要に応じて関連裁判例として挙げることも考えられる。

(3 答申書（又は審理員意見書）と異なる内容になった理由)

(例)

裁決書の内容が答申書（又は審理員意見書）と異なる内容となった理由は以下のとおりである。
.....。

(ポイント)

- ・裁決書の主文（結論）が答申書又は審理員意見書と異なる場合だけではなく、結論に至る理由が

異なる場合にも、その理由を記載することが望ましい。

第6 結論

(例)

- ・ 以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。なお、本裁決に併せ、行政不服審査法第46条第2項第2号の規定により、本件申請を認可する旨の処分をすることとする。
- ・ 以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。
- ・ 以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

(ポイント)

- ・ 端的に記載する。

(第7 付言)

(例)

- ・ 法第○条の趣旨は、……にあると解される。上記処分は、法の趣旨を踏まえ、……ことが望まれる。
- ・ なお、答申書には付言として……が言及されている。

(第8 添付書類)

(例)

行政不服審査法第50条第2項に基づいて審理員意見書を添付する。

(ポイント)

- ・ 行審法50条2項に基づいて審理員意見書を添付する場合には、その旨を記載する。

○年○月○日

審査庁 ○○県知事 ○○ ○○官印

(教示欄)

※〔様式例第78号〕「審査請求の裁決書における教示の例」参照

注1 各欄の記載は一例である。

注2 なるべく個人情報が見れないように工夫すること。

注3 却下の場合には、事案に応じて、項目を省略する。

5 教示関係

〔様式例第78号〕 審査請求の裁決書における教示の例

1 再審査請求をすることができない場合

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔審査庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として（訴訟において〔審査庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者は〇〇〇〇となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として（訴訟において〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者は〇〇〇〇となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。^(注)

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴え^(注)を提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴え^(注)を提起することが認められる場合があります。

注 審査請求が不適法であり、裁決後の出訴期間（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）14条3項）の適用がない場合には、1の第三段落及び2の「や処分の取消しの訴え」は記載しない。

2 再審査請求をすることができる場合

1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、〇〇〇〇大臣^(注1)に対して再審査請求をすることができます。

2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔審査庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として（訴訟において〔審査庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者は〇〇〇〇となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として（訴訟において〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者は〇〇〇〇となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。^(注2)

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴え^(注2)を提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴え^(注2)を提起することが認められる場合があります。

注1 再審査請求の手続を規定する個別法の規定に応じて変更すること。

注2 審査請求が不適法であり、裁決後の出訴期間（行政事件訴訟法14条3項）の適用がない場合には、2の第三段落及び3の「若しくは処分の取消しの訴え」は記載しない。

〔様式例第79号〕再調査の請求の決定書における教示の例

- 1 この決定を経た後の本件処分になお不服がある場合（却下の決定である場合は、当該決定が違法である場合に限り。）には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として（訴訟において〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者は〇〇〇〇となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、この決定の取消しを求めることはできません。
- 3 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として（訴訟において〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者は〇〇〇〇となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 上記は、審査請求を経なければ処分の取消しの訴えを提起することができない場合の再調査の請求の決定における教示の例である。

〔様式例第80号〕不服申立てをすべき行政庁等の教示の例

1 通常の場合

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〔審査庁〕に対して審査請求をすることができます。

(執行停止を教示することが望ましい場合)

なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置(執行停止)を、審査庁に対し申立てることができます(執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります)。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として(訴訟において〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者は〇〇〇〇となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(ポイント)

- ・不服申立てをすることができる旨、不服申立てをすべき行政庁、不服申立てをすることができる期間については、行審法82条に基づく記載事項である。

※ 教示文は、不服申立てをしようとする者の便宜に資するよう、処分通知において、適切に伝わるような文字の大きさ等とすることが望ましい。

2 審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消訴訟の提起ができない場合

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〔審査庁〕に対して審査請求をすることができます。

(執行停止を教示することが望ましい場合)

なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置(執行停止)を、審査庁に対し申立てることができます(執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります)。

2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として(訴訟において〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者は〇〇〇〇となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(ポイント)

- ・不服申立てをすることができる旨、不服申立てをすべき行政庁、不服申立てをすることができる期間については、行審法 82 条に基づく記載事項である。

※ 教示文は、不服申立てをしようとする者の便宜に資するよう、処分通知において、適切に伝わるような文字の大きさ等とすることが望ましい。

3 審査請求及び再調査の請求のいずれもできる場合で、かつ、審査請求を経た後でなければ取消訴訟の提起ができない場合

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〔処分庁〕に対する再調査の請求又は〔審査庁〕に対する審査請求のいずれかの不服申立てをすることができます。

なお、再調査の請求をした場合は、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることはできませんが、次のいずれかに該当する場合は、この決定を経ずに審査請求をすることができます。

- (1) 再調査の請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても、〔処分庁〕が当該再調査の請求につき決定をしないとき
- (2) その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき
(執行停止を教示することが望ましい場合)

なお、再調査の請求又は審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、処分庁又は審査庁に対し申立てることができます（執行停止の実施の判断は、処分庁又は審査庁の判断となります）。

2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として（訴訟において〔処分庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者は〇〇〇〇となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(ポイント)

・不服申立てをすることができる旨、不服申立てをすべき行政庁、不服申立てをすることができる期間については、行審法 82 条に基づく記載事項である。

※ 教示文は、不服申立てをしようとする者の便宜に資するよう、処分通知において、適切に伝わるような文字の大きさ等とすることが望ましい。